

Call for Municipal Housing Applications
(September 2022 Application Round, Point-based system)

- Dates/location of application pamphlet distribution for June 2022

Dates: September 6(Tue) to September 16(Fri), 2022

Locations: Housing Application Collection Dept. (Boshū ka, Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F), Residents' Office (Shimin no Heya, Sendai City Hall, Main Bld. 1F), Ward Offices (Kuyakusho), Comprehensive Branch Offices (Sōgō Shisho), Sendai Station Aoba Ward Office Census and Residents Service Center (Aoba Kuyakusho Koseki Juminka Sendai Eki-mai Sabisu Senta, AER 5F), Licensing Centers (Shōmei Hakkō Senta), your ward's Central Residents' Centers (Chuo Shimin Senta), Lifelong Learning Center (Shōgai Gakushū Senta), Miyagi Housing Office (Miyagiken Jutaku Kyōkyū Kōsha), Takasago/Tsurugaya/Shirōmaru/Moniwa Administrative Offices (Kanri Jimusho)

- Application Deadline

Applications must be postmarked by **September 16(Fri)**

Send applications by post in the official envelope.

- About the "point-based" system:

Points will be calculated for each applicant's level of necessity based on the "Housing Hardship Assessment Form" portion of the application form. Housing will be assigned to those with the most points first.

In cases where a number of applicants have the same number of points, housing will be assigned by lottery.

- Move-in Date

Moving in is scheduled to take place on **January 25(Wed), 2023.**

For further details, please see the leaflet titled "Notice on Sendai Municipal Housing (September 2022)."

Inquiries: (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha Boshūka
3 Chome-10-10 Kokubuncho, Aoba Ward, Sendai
(Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F)
Tel: 022-214-3604

Call for Applications

Notice on Sendai Municipal Housing Applications (Point-based), September 2022

About the "point-based" system:

Points will be calculated for each applicant's level of necessity based on the "Housing Hardship Assessment Form" portion of the application form. Housing will be assigned to those with the most points first. The points reflect the amount of space per household member, living conditions such as bathing facilities etc., household income, percentage of income paid as rent, single-parents/members with disabilities, past evictions, etc.

In cases where a number of applicants have the same number of points, housing will be assigned by lottery.

The application period is September 6th-16th, 2022.

All applications are accepted by postal mail. (Applications delivered in person or by phone are not accepted.)

Applications postmarked by September 16 (Fri.) will be considered eligible.

Municipal housing is for those having trouble finding housing.

☆Notice on Sendai Municipal Housing (September 2022)

☆Sendai Municipal Housing Application Form/Housing Hardship Assessment Form (September 2022)

☆List of Sendai Municipal Housing Facilities with Vacancies (for September 2022 application)
Make sure you have all the above items.

- Some eligibility restrictions apply to applications for municipal housing.
- Please read the "Notice on Sendai Municipal Housing" carefully before applying.
- Any personal information provided to (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha will be used solely for eligibility screening and administration after moving in to municipal housing. It will not be used for any other purpose.
- The application form and submitted documents CANNOT be returned under any circumstance.
- If there are fewer applicants than vacancies in the June application period, further application rounds will be held as needed.

Municipal housing applicants must fulfill all eligibility requirements described in 1 through 8 below.

Eligibility will be judged based on the applicant's status as of the date of the application deadline.

1. The applicant resides in Sendai, or the applicant's workplace is in Sendai.

As of the date of the application deadline, it must be possible to confirm the applicant's place of residence on their Resident Registration and place of work on their Employment Verification Certificate.

2. The applicant is having trouble finding housing.

3. The monthly income of the applicant's household falls within the prescribed range (JPY 158,000/month or less).

4. The applicant has no prior record of misuse of municipal housing.

5. No member of the applicant's household is delinquent in payment of municipal tax, light motor vehicle tax, property tax, or city planning tax.

6. The applicant is an adult (married persons are considered to be adults).

7. The applicant does not live in municipal housing (excluding cases in which a household is being divided, e.g. due to the marriage of a child).

8. The applicant does not belong to a criminal organization (nor does anyone who will live with the applicant).

市営住宅入居者募集のお知らせ

(令和4年9月募集・ポイント方式)

○ 令和4年9月募集パンフレットの配布期間・配布場所

配布期間 : 令和4年9月6日(火)～16日(金)まで

配布場所 : 仙台市建設公社募集課(仙台市役所国分町分庁舎2階)、市民のへや(仙台市役所本庁舎1階)、区役所、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センター、各区社会福祉協議会事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、高砂・鶴ヶ谷・四郎丸・茂庭管理事務所

○ 申し込み締め切り日

令和4年9月16日(金)まで 当日消印有効

所定の封筒にて、郵送によりお申し込み下さい。

○ ポイント方式とは

「住宅困窮度申告書」に基づき住宅困窮度の点数化を行い、評価点の高い方から入居者を決定します。

評価点が同一の場合は、抽選により入居者を決定します。

○ 入居時期

入居は、令和5年1月25日(水)を予定しております。

詳しくは「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和4年9月)」をご覧ください。

問い合わせ先 : (公財)仙台市建設公社 募集課
仙台市青葉区国分町3丁目10番10号
(仙台市役所国分町分庁舎2階)
TEL214-3604 FAX214-8592

令和4年度

仙台市営住宅

入居募集のごあんない

[ポイント方式] / 【令和4年9月】

ポイント方式とは

申込書の「住宅困窮度申告書」に基づき住宅困窮度の点数化を行い、評価点の高い方から入居者を決定します。評価は世帯人員における住戸面積、風呂等の設備状況、世帯の所得状況、家賃負担率、ひとり親世帯・障害者世帯等の世帯状況、立退きの有無等の項目により判定します。評価点が同一の場合は、抽選により入居者を決定します。

申込期間は令和4年9月6日～9月16日までです。

お申込み方法はすべて郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません)
9月16日(金)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和4年9月)」
- ★「仙台市営住宅入居申込書・住宅困窮度申告書(令和4年9月定期募集)」
- ★「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表(令和4年9月定期募集)」がそろっているかご確認ください。
- ◆市営住宅には**申込資格の制限**があります。
- ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用することはありません。
- ◆申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- ◆今回の9月定期募集の申込者数が募集戸数に満たない場合には、随時募集を行う場合があります。
- ◆同封のアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)

☎(022)214-3604 FAX (022)214-8592

も く じ

	ページ
1. ポイント方式とは	1
2. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)	3
3. 申込みから入居までの流れ	4
4. 申込書等記入相談窓口の開設	5
5. 申込資格	6
6. 申込資格緩和要件	8
7. ペットと一緒に入居可能な住宅について	10
8. 事故住宅について	11
9. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分	12
10. 申込みについての注意	13
11. 申込資格の確認(6・7ページの再確認です)	14
12. 申込書・住宅困窮度申告書の書きかた(記入例)	15
13. 世帯の所得月額計算対象となる収入	21
14. 世帯の所得月額計算手順	21
15. 所得計算の方法	22
16. 所得から控除する金額	26
17. 世帯の所得月額の算出	27
18. 家賃	27
19. 入居者の選考	28
20. 二次審査(一次審査通過者のみ)	29
21. 入居手続き	31
22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	32
23. 市営住宅の種類	35
24. 市営住宅位置図(青葉区)	38
25. 市営住宅位置図(宮城野区)	40
26. 市営住宅位置図(太白区)	42
27. 市営住宅位置図(若林区)	44
28. 市営住宅位置図(泉区)	45
29. 各市営住宅への交通手段	46

令和4年度の募集スケジュール

5月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・6月定期募集(ポイント方式)

9月定期募集(ポイント方式)・12月定期募集(抽選方式)

1月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・3月定期募集(抽選方式)

※社会情勢等により、募集内容が変更となる場合もございます。

1. ポイント方式とは

申込者の住宅に困っている度合いを「居住環境」「収入・家賃負担」「世帯状況」等の項目ごとに点数化し、評価点の高い申込者に入居決定する方式です。
住宅に困っている度合いを適切に把握するために、二次審査ではさまざまな確認書類を提出していただく必要があります。

ポイント方式は、申込者本人の申告によって点数が決まります。お間違いのないよう正確にご記入ください。お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。
なお、虚偽による申告の場合には、失格となる場合がありますのでご注意ください。

ポイント方式の申込みにあたっての注意事項

- ◎ 申込みにあたっての大切な事項ですので、必ず確認のうえお申込みください。
- ① 市営住宅入居申込書(以下「申込書」という)と住宅困窮度申告書(以下「申告書」という)の両方の記入および提出が必要です。
- ② 一次審査では、申込書・申告書に記入された内容に基づき点数を配点するため、未記入の項目については配点されません。
- ③ 申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。
- ④ 申込書・申告書の提出(一次審査)の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- ⑤ 一次審査において申込書・申告書に基づき配点を行い、同点の場合においては、公開による抽選により順位を確定します。
抽選対象者の方に対しては、改めて抽選番号をお知らせいたします。
抽選に際しては、抽選対象者はポイントが同点の方と限定しておりますので、優遇措置などは行いません。(抽選玉は1世帯1球となります)

⑥ 一次審査の後、ポイントが上位の方およびポイントが同点で抽選の結果、当選となった方について、二次審査として書類審査を実施いたします。

・申込書、申告書の内容を確認するため、証明書類の提出が必要です。

＜例えば＞

住民票、(非)課税証明書(16歳以上は必要)、住宅状況証明書等

(注意)

入居申込者が市営住宅申込書・住宅困窮度申告書において申請された内容が事実と異なる場合、虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出できない場合には、原則として失格となります。

2. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく必要があります。

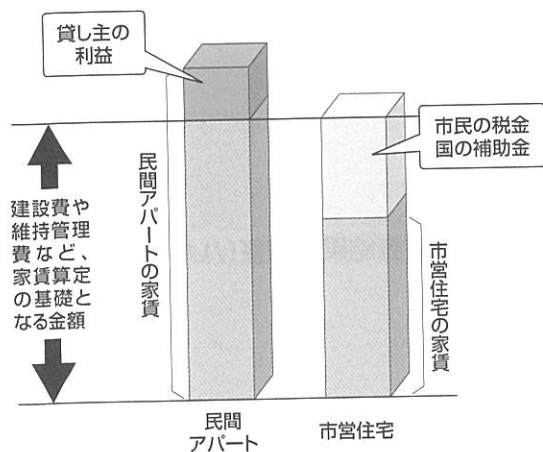


図 市営住宅の家賃の仕組み

市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

市税を滞納している方は、原則市営住宅へ入居できません!
(仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しております)

◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。 (敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません。)[身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。]

◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

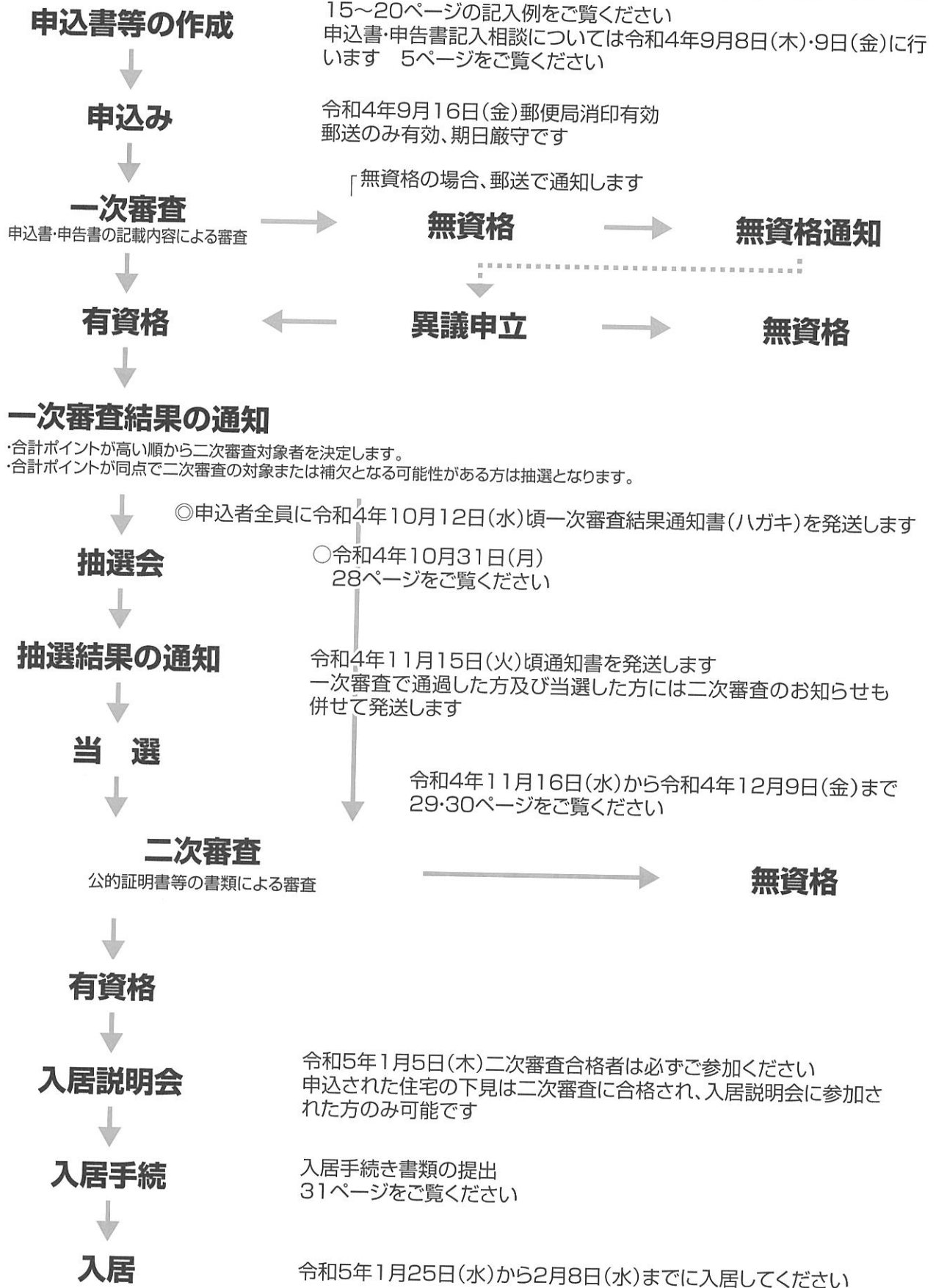
募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。

◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(33ページの有料駐車場設置団地を参照) 団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。 駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

3. 申込みから入居までの流れ

社会情勢により、抽選会や入居説明会等の開催内容が変更となる場合もあります。



4. 申込書等記入相談窓口の開設

市営住宅入居申込書・住宅困窮度申告書の記入方法、申込資格等で不明な点がございましたらご利用ください。相談には、給与や年金など収入を証明する書類、賃貸借契約書、その他必要な書類を必ずご持参ください。期間中は混雑が予想されますので、ご了承ください。

※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違う場合がありますのでお断りしています。

※必要書類がすべてそろわない場合には、ポイント計算の相談ができないことがあります。

※駐車場はご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

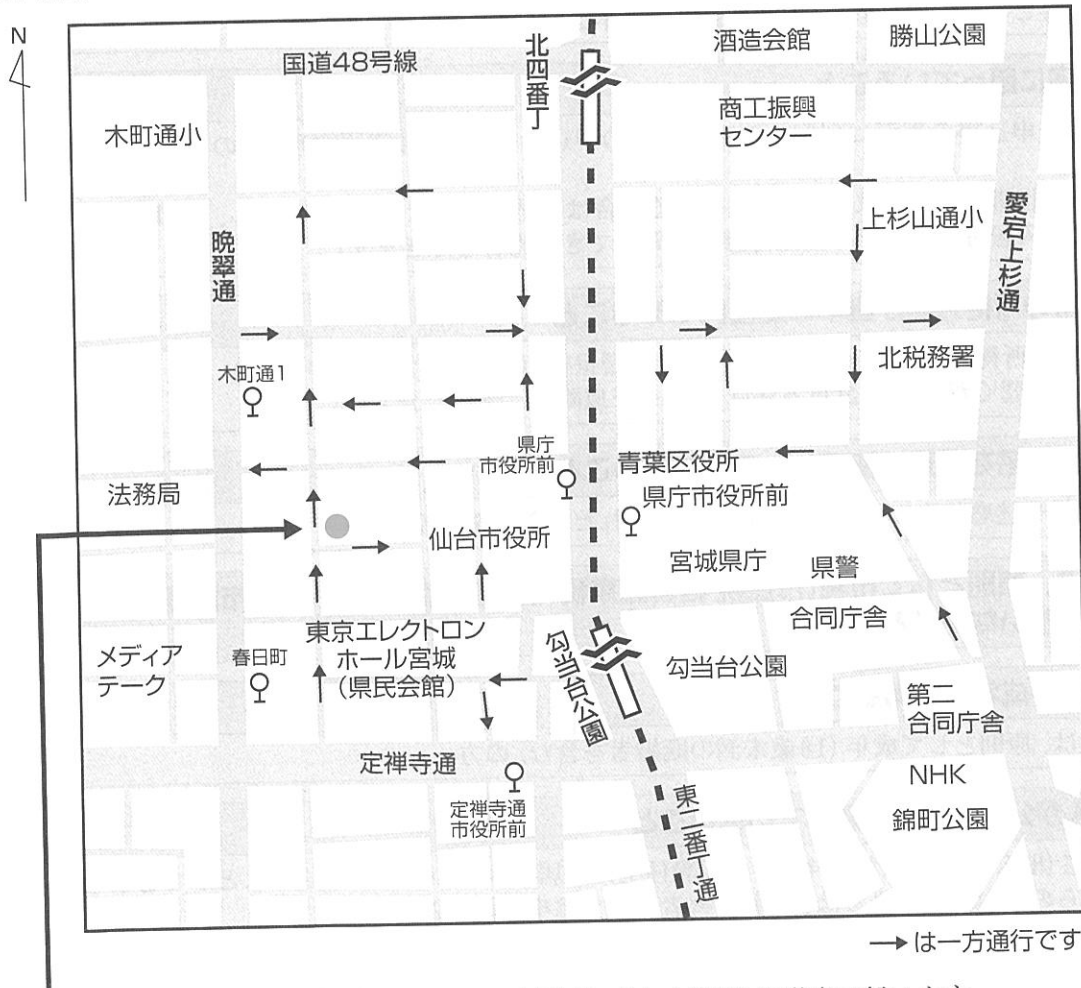
次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。
- 抽選や困窮度評価なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和4年9月8日(木)・9日(金) 午前 9 時～午前11時 午後 2 時～午後 4 時	仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 1階第1会議室

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

案内図



仙台市役所国分町分庁舎

※記入相談窓口は、1階第1会議室で行います。
※仙台市建設公社 募集課は2階です。

5. 申込資格

申込みされる方は次の1～8のすべての資格を満たすことが必要です。

<申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります>

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、8・9ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(7ページをご覧ください)
ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者として申込む場合を除きます。
- ※「配偶者等からの暴力被害者」とは…
配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設もしくは母子生活支援施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者及び婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱います)のことです。
- ※犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本で確認できる場合を除きます)

3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)
(12ページを確認ください)(計算方法は21ページ以降をご参照ください)

4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などを含みます。

5 世帯の中に、原則として市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年(18歳未満の既婚者を含む)の方。

7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

- ※UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込むことができます。
- ※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込むことができます。
- ※公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込む場合等は除きます。

8 暴力団員でないこと(同居予定者を含みます)

単身で申込みされる方

次の(1)～(12)のいずれかに該当する方です。＜申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります＞

- (1) 60歳以上の方
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までに該当する程度の方
(市町村長等より障害者・特別障害者控除対象者として認定を受けたことを証明できる方)
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級までに該当する程度の方
 - (4) 療育手帳の交付を受けている障害の程度が「A」又は「B」に相当する程度の方
 - (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
 - (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
 - (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - (8) 生活保護法による被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方
 - (9) 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
 - (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
 - (11) 配偶者等からの暴力被害者の方
 - (12) 犯罪被害者等の方
- ★身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は、申込みできません。

2人以上居住で申込みされる方

現在、同居している親族または同居を予定している親族がいる方です。

- ★婚姻の予約者と申込みことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。
申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)にある方は申込みできません。
当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。さらに申込者本人が、未成年の場合は保護者の同意書が必要です。
- ★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込みことができます。
(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未届の妻・夫(続柄の記載が「同居人」は不可。)」と記載されている場合に限り。当選した際には、入居者全員の住民票及び戸籍の全部事項証明を提出していただきます。)

- 夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
 - ①戸籍上で離婚を確認できること
 - ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない)
 - ③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- 「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合の証明として、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)
- 「犯罪被害者等の方」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ
 - ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合
 - ②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合
 であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。

6. 申込資格緩和要件

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

主な緩和内容

- 収入状況に関わらず申込みことができます。
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でも申込みことができます。
- 単身で申込みことができます。
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でも申込みことができます。

対象者

- 申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域(不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。)に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

必要な書類

- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類
住民票、戸籍の附票、被災証明書等

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

緩和内容

6ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

- 仙台市に住所または勤務場所がなくても申込むことができます。
市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくても申込むことができます。
- 持家があっても申込むことができます。
市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申込むことができます。
- 収入要件の一部が緩和されます。
市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

対象者

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」（不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。）に居住していた方

必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

⚠注意

- ※6・7ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。
- ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。
- ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

7. ペットと一緒に入居可能な住宅について

1. 申込資格(ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方)

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込みことができます。

※申込締切日後に飼育開始される方は対象ではありません。

2. 申込みできる住宅

「仙台市営住宅募集住宅一覧表(令和4年9月募集)」の「ペットと一緒に入居可能な住宅」に記載している住宅に申込みことができます。

※ペットと一緒にの入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

3. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑をかけることが条件となります。

また、法令(動物の愛護及び管理に関する法律など)で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理(狂犬病予防など)がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となる場合があります。

4. 申込みにあたっての注意事項

- (1)ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等を行っておりますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。
- (2)ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣で飼育しているペットへも十分配慮してください。
- (3)動物に関する関係法令を遵守するとともに、居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。
- (4)飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。
 - ①動物は、自己の居室で飼育すること
 - ②自己の居室以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
 - ③動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること
 - ④動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
 - ⑤犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
 - ⑥犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
 - ⑦動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
 - ⑧地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
 - ⑨動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
 - ⑩自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること
 - ⑪犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、

砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと

- ⑫廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること
その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること
- ⑬外出等により長期間居室を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5)資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

8. 事故住宅について

- 事故住宅とは、居住者の方がみとられずに室内で亡くなられた場合や、火災、自死等の事故があった住戸で、事故発生から一定期間募集を停止していた住宅です。
- 入居されるまでに補修を行い、申込資格や家賃等については、他の市営住宅と変わりません。
- 事故の内容については、募集住宅一覧表に記載されていること以外はお答えできません。
- 入居に際しては、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出していただきます。
- 事故があった住宅であることを理由として、他の住宅へ移転することはできませんので、十分ご理解のうえお申込みください。

9. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は21ページ以降をご参照ください。

- 下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は21ページ以降をご参照ください。

- 次の①～⑫のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までに該当する程度の方
(市町村長等より障害者・特別障害者控除対象者として認定を受けたことを証明できる方)
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級に該当する程度の方
- ③療育手帳の交付を受けている「A」または「B」に相当する程度の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上の単身の方
- ⑪60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

10. 申込みについての注意 〔申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する手数料・郵送料などは全て申込者の負担となります。〕

- 申込書に記入されていない方の入居はできません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、**（公財）仙台市建設公社募集課へお知らせください。**

次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申し込んだ場合（申込みは1世帯1通です）
- (2) 申込受付期間外に申し込んだ場合
- (3) 申込書・申告書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書・申告書以外で申し込んだ場合

次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
- (2) 単身で申込み方で「単身入居可能住宅」以外に申し込んだ場合
- (3) 申込書・申告書の記載がないため、資格要件の判断ができない場合または得点の配点ができない場合
- (4) 目的別住宅（35・36ページ参照）に申込み方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
- (5) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合（子供の結婚等による世帯分離は除きます）
※UR賃貸住宅（旧公団）・県公社住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込みことができます。
※配偶者等からの暴力被害者は申込みことができます。

次のような場合は二次審査で失格となります

- (1) 申込書・申告書において申告した内容が事実と異なる場合（虚偽の申込みをされた場合、証明書類を提出できない場合は、原則として失格となります。）
- (2) 家族を不自然に分割または合併している場合
夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
① 戸籍上で離婚を確認できること
② 離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること（当事者間の離婚協議は含まない）
③ 住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- (3) 申込資格のあること、または申告した内容を証明できない場合（一次審査の内容を含む）
（例）住民票の「住民となった日」が申込締切日より後の場合は失格となります。
- (4) 所得証明書、住民票、住宅状況証明書など審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯の中に、市税（市民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税・都市計画税）を滞納している人がいる場合
※一次審査通過者の中から失格者・辞退者が出たときには、補欠者の中から補欠順位により順次二次審査を行い、入居予定者を決定します。

次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

- (1) 入居までの間に、申込資格および目的別入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 入居のために必要な手続きをしない場合（必要な手続きについては31ページをご覧ください）
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み
① 申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合
② 申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

11. 申込資格の確認(6・7ページの再確認です)

※基準日は申込締切日です。

※福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、8・9ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

申込者本人が成人で、
仙台市内に住所または勤務先があります。

いいえ

はい

現在、住宅に困っており、かつ公営住宅(市町村営・
県営住宅、復興公営住宅等)に入居していません。
(持家がある方は、入居可能日までに売却等により登
記簿謄本で処分したことを証明できます)

いいえ

公営住宅に入居していますが、賃借人本人ではなく、子
供の結婚等による世帯分離
です。

いいえ

はい

はい

2人以上の親族での申込みです。(現在同居している親族または同居を予定している親族がいます)

はい

いいえ

家族を不自然に分割(夫婦別々など)または
合併した世帯ではありません。

いいえ

7ページの「単身で申込みされる方」の要件
に該当します。

いいえ

はい

世帯の中に、一緒に入居しない戸
籍上の配偶者がいる人がいます。

はい

戸籍上に配偶者がいます。

はい

離婚を前提としていますが、
・離婚調停中で裁判所から事件係属証明書が出ます。
または、
・住民票において1年以上の別居が確認でき、復縁の意思はありません。

いいえ

はい

はい

※配偶者等からの暴力被害者の方・犯罪被害者等の方は、
6・7ページを確認して下さい。

いいえ

いいえ

申込み世帯全員、
・過去に市営住宅を不正に使用したことはありません。
・市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人はいません。
・暴力団員ではありません。

いいえ

はい

別添の「仙台市営住宅入居申込書・住宅困窮度申告書」を用意し、次のページ
「12. 申込書・住宅困窮度申告書の書きかた(記入例)」へ進んでください。

申
込
み
で
き
ま
せ
ん

12. 申込書・住宅困窮度申告書の書きかた(記入例)

- 申込書には、事実を正確に記入してください。
- ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で記入してください。
- 訂正した場合は、必ず訂正箇所には訂正印を押してください。
- 赤枠の中のみ必ず記入してください。

課税所得は必ず記入してください。所得が2種類以上ある人はそれぞれ記入してください。必ず「入居募集のごあんない(21~27ページ)」を使って計算した金額を記入してください。

所得がない場合は0を記入してください。

申込者の電話番号を記入してください。

定期募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを必ず明記してください。

氏名はかい書ではっきりと記入し、フリガナも忘れないようにしてください。
住所は住民登録をしている住所を記入してください。

採用または退職の年月を記入してください。詳しくは「入居募集のごあんない(21ページ)」をご覧ください。

確実にいっしょに入居する人の名前を記入してください。申込後の変更は認められません。

障害者手帳の交付を受けている方は記入してください。

申込者からみた続柄を記入してください。

年齢は申込締切日現在の満年齢を記入します。

申込者の住所とハガキの送付先が異なる場合はハガキと同じ住所をご記入ください。

※赤枠の中のみ記入してください。裏面も記入してください。
※申込書は、ペンまたはボールペン(黒か青色インク)でかい書で記入してください。消せるペン等は使用しないでください。

区分	一般 留学生 子育て ひとり親 多子 高齢者 特殊疾病 障害者 生活保護 外国人 配偶者等からの引揚者 犯罪被害者等 被爆者 ハンセン病療養所入所者	多落選 一般 裁量	受付番号
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。			抽選番号
仙台市営住宅入居申込書(令和4年9月定期募集) (あて先) 仙台市長 令和 年 月 日 市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書(裏面を含みます)の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私の入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。私及び入居する親族は暴力団員ではありません。			抽選結果
申込住宅	申込住宅名 国分第一 市営住宅	構造 中 層	タイプ 3D K
電話番号(申込者)		自宅 XXX(△△△) XXXX 携帯 XXX(△△△) XXXXX	
飼育するペット	犬・猫 頭	その他() 頭	※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。
・住所(住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者の方は生活の実態のある所。) ・年間所得額を記載してください。			控除の種類 (○で囲んでください)
フリガナ セ: タイ タロウ	以前の勤務先名 ()	年月退職 (給与) 2634.400	親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親 身体障害 級 療育手帳 判定 精神障害 級 治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病
氏名 仙台 太郎	現在の勤務先名 青葉南中 XXX(△△△) XXXXX	18年4月採用 事業 年金	
申込者	続柄(本人) 生年月日 明大 昭平 52年 8月 1日 45歳	生活保護	
住所	〒113-0126 仙台市青葉区青葉町0丁目×番△号 青葉7ハロ102号室		
勤務先住所	〒922-0207 仙台市青葉区木町通0丁目×番△号		
フリガナ センダイ ハナコ	以前の勤務先名 青葉南中	年月退職 (給与) 0	親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親 身体障害 級 療育手帳 判定 精神障害 級 治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病
氏名 仙台 花子	現在の勤務先名 国分第一-カリー XXX(○○○)△△△△	29年11月退職 給与 29年12月採用 事業 年金	
申込者の他に同居する親族(婚姻の予約者等) ※植木にいっしょに入居する人	続柄(妻) 生年月日 明大 昭平 54年 2月 10日 43歳	生活保護	
住所	〒000-0000 同上		
フリガナ センダイ イチロウ	以前の勤務先名 ()	年月退職 (給与) 0	親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親 身体障害 級 療育手帳 判定 精神障害 級 治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病
氏名 仙台 一郎	現在の勤務先名 ()	年月採用 事業 年金	
続柄(長男) 生年月日 明大 昭平 29年 5月 5日 5歳	生活保護		
住所	〒000-0000 同上		
フリガナ センダイ コジロウ	以前の勤務先名 ()	年月退職 (給与) 0	親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親 身体障害 級 療育手帳 判定 精神障害 級 治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病
氏名 仙台 小次郎	現在の勤務先名 ()	年月採用 事業 年金	
続柄(父) 生年月日 明大 昭平 21年 11月 10日 75歳	生活保護		
住所	〒000-0000 同上		
フリガナ ()	以前の勤務先名 ()	年月退職 (給与) 0	親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親 身体障害 級 療育手帳 判定 精神障害 級 治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病
氏名 ()	現在の勤務先名 ()	年月採用 事業 年金	
続柄() 生年月日 明大 昭平 年 月 日 歳	生活保護		
住所	〒000-0000		
入居しない扶養親族 続柄() 氏名 ()	生年月日 年 月 日 住所 〒		
入居しない扶養親族 続柄() 氏名 ()	生年月日 年 月 日 住所 〒		
希望郵送先	〒000-0000		

生活保護受給者の方は、○で囲んでください。

税法上認められている控除の種類で当てはまるものを○で囲んでください。

- 未記入の項目については、配点されません。
- 後日、証明書類等を提出していただき、申告した点数や内容について確認いたします。また、二次審査に必要な書類の例を、□印でお示しいたします。なお、必要書類の例は、30ページにも記載がございます。
- 虚偽の申告をした場合や証明書類等を提出できない場合等は、原則として失格となりますのでご注意ください。
- 申込締切日「現在」の状況から各問にお答えください。
- 申告内容をあとで確認できるよう、控えをお取りください。

(1)問1について

- ・「居住状況」における住宅困窮度を確認するものです。
- ・車生活の方や路上生活の方、刑務所に入所中の方などは、住民票のある住宅で判断することになりますので、このことだけでは加点されません。また、住民票がない方は申込みできません。

住民票 住民票の住所の「登記簿謄本」 その他必要とされる書類

(2)問2について

- ・「設備状況」における住宅困窮度を確認するものです。
- ・留学生会館や寮、寄宿舍、刑務所等は、台所・便所・浴室が共用であっても、劣悪な居住環境とは言えないことから加点されません。

住居の「賃貸借契約書」 住宅の「重要事項説明書」 その他必要とされる書類

(3)問3-1について

- ・家屋の最低「居住水準」となる面積と比べて、住宅困窮度を確認するものです。
- ・住居の「賃貸借契約書」に記載されている対象住戸の「専用面積」を記入してください。倉庫や事務所などにお住まいの場合は、「0㎡」と記入してください。

住居の「賃貸借契約書」 その他必要とされる書類

(4)問3-2について

- ・「仙台市営住宅入居申込書」に合わせて、年齢区分ごとの人数を記入してください。

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示したものですので、記入の必要はございません。

(5)問4-1について

- 「政令月収額」における住宅困窮度を確認するものです。
- ・「入居募集のご案内」21ページから27ページの「13.世帯の所得月額額の計算対象となる収入」から「17.世帯の所得月額額の算出」を確認して、記入してください。
- ・22ページから25ページにおける個人の年間所得を合計した27ページの「世帯の年間所得金額」を記入してください。

所得証明書 その他必要とされる書類

(6)問4-2について

- ・26ページの「所得から控除する金額」を合計して、27ページの「合計控除金額」を記入してください。

住宅困窮度申告書(令和4年9月募集・ポイント方式)

「入居募集のご案内」16～19ページの記入例や21ページ～27ページの所得計算の解説を見ながら、申込締切日「現在」の状況により、以下の質問に教えてください。

問1 現在、住宅ではない建物(倉庫や事務所など)にお住まいですか。

「はい」→4点 「いいえ」→0点 問1 0 点

※住んでいる建物に住民票があることが条件です。また、車生活の方や路上生活の方、不法占有されている方は加算されません。

問2 現在、お住まいの住宅に専用の台所・便所・浴室のいずれかが無いですか。または、共用ですか。

「無い」→4点 「共用」→2点 「有る」→0点 問2 0 点

※寮や寄宿舎等に住んでいる方は加算されません。また、建物賃貸借契約を交わしていない場合も加算されません。親等の親族と同居している場合や、設備の故障により使用できない場合も加算されません。

問3-1 建物賃貸借契約書等を確認し、現在、お住まいの住宅の専用面積を記入してください。

※間取り(例:6畳)や部屋タイプ(例:1K)の記入は加算されません。専用面積は台所・便所・浴室・押入れ等も含みますので必ず建物賃貸借契約書等を参照し記入してください。

住宅の専用面積 35 m²

問3-2 現在、お住まいの方(申込者を含む)の年齢区分ごとの人数を記入してください。

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下
人数	3人	人	1人	人

問4-1へお進みください。

参考(加算計算方法)※記入は不要です

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下	合計
係数	1.0	0.75	0.5	0.25	小数点切上げ
世帯人数					

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
最低居住面積水準	25 m ²	30 m ²	40 m ²	50 m ²	57 m ²	66.5 m ²

居住水準ポイント = (住宅の専用面積 ÷ 最低居住面積水準) × 100 = _____ %

居住水準ポイント	100%以上	80～100%未満	60～80%未満	40～60%未満	40%未満
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問3 点

問4-1 「入居募集のご案内」22～25・27ページを確認し、世帯全員の年間所得金額の合計を記入してください。

世帯の年間所得金額 2,634,400 円

問4-2 「入居募集のご案内」26・27ページを確認し、所得から控除する金額の合計を記入してください。

合計控除金額 1,340,000 円

問5へお進みください。

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示ししたものですので、記入の必要はございません。

(7) 問5について

- ・所得月額における「家賃の負担率」により住宅困窮度を確認するものです。
- ・住居の「賃貸借契約書」に記載されている対象住戸の「家賃」を記入してください。「管理費」や「共益費」、「駐車場使用料」等は含まれませんので、ご注意ください。
 - 住居の「賃貸借契約書」
 - その他必要とされる書類

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示ししたものですので、記入の必要はございません。

(8) 問6について

- ・「世帯状況」における住宅困窮度を確認するものです。
- ・「ひとり親世帯」は、20歳未満の子を現に扶養している寡婦または寡夫の世帯です。
- ・「多子世帯」は、18歳未満の子3人以上と現に同居している世帯です。
- ・「子育て世帯」は、小学校就学の始期に達するまでの者（出産予定の子は含まない）と現に同居している世帯です。
- ・「高齢者世帯」は、60歳以上の者のみの世帯（単身世帯を含む）または60歳以上の者と18歳未満の者のみの世帯です。
 - 世帯全員の「戸籍の全部事項証明」
- ・「心身障害者世帯等」は、身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳（A・B判定）の交付を受けている世帯、また、治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病により特定疾患医療受給者証または障害福祉サービス受給者証の交付を受けている、または交付を受ける程度の障害者世帯です。
 - 身体障害者手帳の写し
 - 精神障害者保健福祉手帳の写し
 - 療育手帳の写し
 - 特定疾患医療受給者証の写し、または、障害福祉サービス受給者証の写しおよび医師の診断書
- ・「配偶者等からの暴力被害者世帯」は、配偶者等からの暴力被害を受けた（DV保護証明書の提出要、警察の証明は含まない）者がいる世帯です。
 - 婦人相談所もしくは婦人保護施設、母子生活支援施設に入所していたことを証する証明書
 - 保護命令決定書の写し
 - 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、または婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」
- ・「戦傷病者世帯」は、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の者がいる世帯です。
 - 戦傷病者手帳の写し
- ・「原爆被爆者世帯」は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯です。
 - 原子爆弾被爆者の医療特別手当証書等の写し
- ・「引揚者世帯」は、海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した者）で日本に引き揚げた日から起算して5年未満の者がいる世帯です。
 - 永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
- ・「ハンセン病療養所入所者世帯」は、ハンセン病療養所入所者がいる世帯です。
 - 国立ハンセン病療養所等の長、または、厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した「入所証明書」
- ・「犯罪被害者等世帯」は、「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に規定する犯罪被害者等がいる世帯です。
 - 警察等への照会の同意書
 - その他必要とされる書類

(9) 問7について

- ・「立退き状況」における住宅困窮度を確認するものです。
 - 家主等からの「立退き要求書」「公的証明書類」
 - その他必要とされる書類

(10) 問8について

- ・令和3年9月～令和4年6月までの市営住宅募集に3回以上申込を行い、抽選の結果、いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方が対象となります。
- ・同一世帯で、申込者が以前と違う場合には、加点されません。

参考(加点計算方法)※記入は不要です

$$\text{世帯の所得月額} = (\text{世帯の年間所得金額} - \text{合計控除金額}) \div 12 = \text{円}$$

所得月額	158,001円～	139,001～ 158,000円	123,001～ 139,000円	104,001～ 123,000円	0～104,000円
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問4 点

問5 現在、申込者が負担しているお住まいの「家賃月額(管理費・共益費・駐車場代等除く)」はいくらですか。

※持家の方や賃貸借契約を締結せずに住宅に居住している方(例:親名義の家の一部屋を借りている)、生活保護の受給者等は、「0円」となります。

※市営住宅の申込者が賃借人でない場合は、原則として加点されません。

家賃月額 円

問6-1へお進みください。

参考(加点計算方法)※記入は不要です

$$\text{家賃負担率} = (\text{家賃月額} \div \text{世帯の所得月額}) \times 100 = \text{\%}$$

家賃負担率	30%未満	30～35%未満	35～40%未満	40～45%未満	45%以上
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問5 点

●問6は、「入居募集のご案内」18ページをご確認の上、記入してください。

問6-1 現在、「ひとり親世帯」「多子世帯」「子育て世帯」のいずれかに該当する世帯ですか。

「はい」→2点 「いいえ」→0点 問6-1 点

問6-2 現在、「高齢者世帯」に該当する世帯ですか。

「はい」→2点 「いいえ」→0点 問6-2 点

問6-3 現在、「心身障害者世帯等」に該当する世帯ですか。

「はい」→2点 「いいえ」→0点 問6-3 点

問6-4 現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「戦傷病者世帯」「原爆被爆者世帯」「引揚者世帯」「ハンセン病療養所入所者世帯」「犯罪被害者等世帯」のいずれかに該当する世帯ですか。

「はい」→2点 「いいえ」→0点 問6-4 点

問7 現在、申込者が正当な理由により立退きを求められていますか。

「はい」→4点 「いいえ」→0点 問7 点

※「正当な理由」とは、建物の老朽化による取壊しや公共事業等による立退き要求が挙げられます。後日、証明書類等を提出できることが条件です。家賃滞納や迷惑行為、賃貸借契約の終了等の本人に原因のある立退きは該当しません。

問8 過去、1年間の入居者募集で通算、3回以上落選していますか。

「はい」→1点 「いいえ」→0点 問8 点

※過去に、当選した方や補欠で当選した方で、辞退された方は該当しません。

(注意) 申告いただいた内容について、後日、証明書類等を提出いただき確認します。虚偽の申告をした場合、原則として失格となりますので注意してください。

15. 所得計算の方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に令和3年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

現在の勤務先に令和3年1月2日以後に就職し、現在まで勤務しているとき

●勤務先発行の令和3年分源泉徴収票

① 令和3年分 給与所得の源泉徴収票

令和3年分 給与所得の源泉徴収票	
支払 も受け らる る書	(受取人名) _____ (受取人) _____ 氏名 _____ 住所 _____
種別	内 外 円 円 給与所得の合計額 _____ 円 源泉徴収税額 _____ 円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額 _____ 円 控除対象扶養親族の数を除く(配偶者を除く) _____ 人 扶養親族の数を除く(本人を除く) _____ 人 非居住者である親族の数を除く _____ 人
社会保険料等の金額	社会保険料の控除額 _____ 円 健康保険料の控除額 _____ 円 厚生年金保険料の控除額 _____ 円 住民税等特別控除の額 _____ 円

円 (1年間の所得)
→27ページの個人別所得へ

●市町村発行の令和3年分の総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

② 令和4年度(令和3年分)市・県民税課税証明書

令和4年度(令和3年分)市・県民税課税証明書	
住所	_____
氏名	_____
【所得の内訳】	【所得控除の内訳】
(給与収入金額) _____ 円	雑損控除額 _____ 円
給与所得金額 _____ 円	医療費控除額 _____ 円
(公的年金等収入金額)	社会保険料控除額 _____ 円
公的年金等に係る所得金額 _____ 円	小規模企業共済等掛金控除額 _____ 円
***** 円	生命保険料控除額 _____ 円
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	雑 損 控 除 額 _____ 円
	医 療 費 控 除 額 _____ 円
	社 会 保 険 料 控 除 額 _____ 円
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除 額 _____ 円
	生 命 保 険 料 控 除 額 _____ 円
	雑 損 控 除 額 _____ 円

円 (1年間の所得)
→27ページの個人別所得へ

③ 令和4年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知

令和4年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
所得	給与収入 _____ 円 給与所得 _____ 円 その他の所得計 _____ 円 主たる給与以外の合算所得区分 _____ 円 総所得金額① _____ 円
所得控除	雑損 _____ 円 医療費 _____ 円 社会保険料 _____ 円 小規模企業共済 _____ 円 生命保険料 _____ 円 地震保険料 _____ 円 障・寡・勤 _____ 円 配偶者 _____ 円 配偶者特別 _____ 円 扶 養 _____ 円 基 礎 _____ 円 所得控除合計② _____ 円
課税標準	総所得③ _____ 円 分離短期譲渡 _____ 円 分離長期譲渡 _____ 円 山林所得 _____ 円 株式等の譲渡 _____ 円 先物取引 _____ 円
本人該区分	課税標準 _____ 円 控除 _____ 円 所得 _____ 円

円 (1年間の所得)
→27ページの個人別所得へ

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

給与等支払証明書 (給与・その他)

住所 _____
氏名 _____

1. 採用年月日 令和 ____年 ____月 ____日

2. 扶養親族 控除対象配偶者 有・無 (いずれかを○印でかこむ)
その他扶養親族数 _____名

3. 支払対象月 年 ____月～年 ____月分
賃金締切等 日 締 ____日 当 ____翌月 (いずれかを○印でかこむ) 日 払

4. 支払金額 ※通勤手当等の非課税額は記入しないでください。
※金額のなかで1ヶ月分に満たない月は除いて計算してください。

支払年月	基本給		手当			計
	円	円	円	円	円	
合計	***	***	***	***	***	***

5. 賞与
年月 金額
円 円

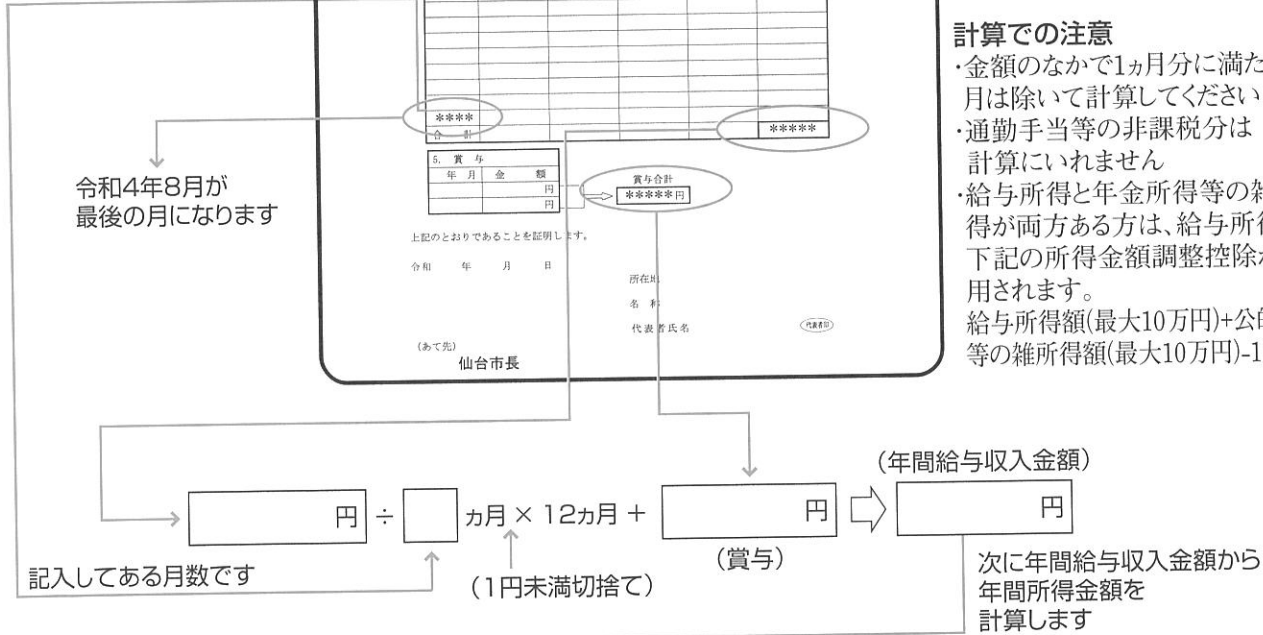
賞与合計

上記のとおりであることを証明します。
令和 ____年 ____月 ____日
所在地 名 称 _____
代表者氏名 _____ (実印)

(あて先) 仙台市長

この用紙は当選した申込者に郵送します

- 計算での注意**
- ・金額のなかで1ヵ月分に満たない月は除いて計算してください
 - ・通勤手当等の非課税分は計算にいません
 - ・給与所得と年金所得等の雑所得が両方ある方は、給与所得に下記の所得金額調整控除が適用されます。
給与所得額(最大10万円)+公的年金等の雑所得額(最大10万円)-10万円



給与収入から所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	給与所得金額の算出式
551,000円未満	=0円
551,000円以上～ 1,619,000円未満	=年間給与収入金額-550,000円
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	=1,069,000円
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	=1,070,000円
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	=1,072,000円
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	=1,074,000円
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	=A×2.4+100,000円
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満	=A×2.8-80,000円
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	=A×3.2-440,000円
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	=年間給与収入金額×0.9-1,100,000円

※A: 年間給与収入金額を4で割り、その答えの1,000円未満を切り捨てた金額を右のAに当てはめてください。

↓

円

↳27ページの個人別所得へ

事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか？

令和3年1月1日以前から事業を始めたとき

令和3年1月2日以後に事業を始めたとき

●令和3年分の所得税の確定申告書の控

所得金額	事業等	①																		
	農業	②																		
	不動産	③																		
	利子	④																		
	配当	⑤																		
	給与	⑥																		
	雑	⑦																		
	総合譲渡一時 ⑧+((③+④)×1/2)	⑧																		
	合計	⑨																		

円
(1年間の所得)
→27ページの個人別所得へ

●収支明細書

☆収支明細書は、募集月の前月までの12ヵ月間(12ヵ月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限りです。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1ヵ月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1ヵ月分に満たない場合は0円として計算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は当選した申込者に郵送します

収 支 明 細 書 (事業所得者用)

1. 事業及び事業内容	
2. 事業所の所在地	
3. 事業開始年月日	令和 年 月 日

(月別収支内訳)

月	収 入		支 出				差 引 純 利益 (イ-ロ)
	計(円)		計(円)				
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
合計							*****

上記のとおり相違ありません。
令和 年 月 日

記入してある月数です

円 ÷ 月 × 12ヵ月 ⇨ 円 (1年間の所得)
↓
27ページの個人別所得へ

年金収入の方

<p>①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金</p>	非課税のため算定の対象にはなりません
<p>②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金</p>	
<p>③そのほか次のような年金 寡婦年金</p>	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和3年1月1日以前から支給されている方

令和3年1月2日以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

支払者 受ける者	住所 氏名	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	円	円
扶養親族の数 特定 老人 その他	障害者の数 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料額)
円	円	円
支払を受ける者の年金の種類別	支払を受ける者の生年月日	

2カ月に1度の支給金額×6

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額 (A)	年金所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,100,000円以下	=0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	= (A) - 1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円
年齢65歳未満の方	600,000円以下	=0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	= (A) - 600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。

※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)

円

27ページの個人別所得へ

16. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】

【同居親族控除を除き、原則として所得税法上認定された人が対象となります。】

控除の種類		どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族	申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人 (婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
	別居扶養親族	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
特別控除	老人扶養親族 同一生計配偶者で70歳以上の者	所得税法上老人扶養親族または同一生計配偶者で70歳以上の人	1人あたり 10万円 × 人 = 万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、所得税法上扶養親族になっている人	1人あたり 25万円 × 人 = 万円
	障害者	①身体障害者手帳の3級から6級までに該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円 × 人 = 万円
	特別障害者	①身体障害者手帳の1級または2級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より特別障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑥原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円 × 人 = 万円
	ひとり親	申込者本人又は同居親族で次の①～④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいない人 ③生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得金額が500万円以下である人	35万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)②参照
寡婦	申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻をしていない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻をしていない人、または夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされる)	27万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)③参照	
その他控除	給与所得者	申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という。)を有する人	10万円 × 人 = 万円 (その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)
	公的年金等所得者		
合計控除金額			万円

(注意) ①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。

入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。

②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額額の区分・控除の内容等が変更になることがあります。

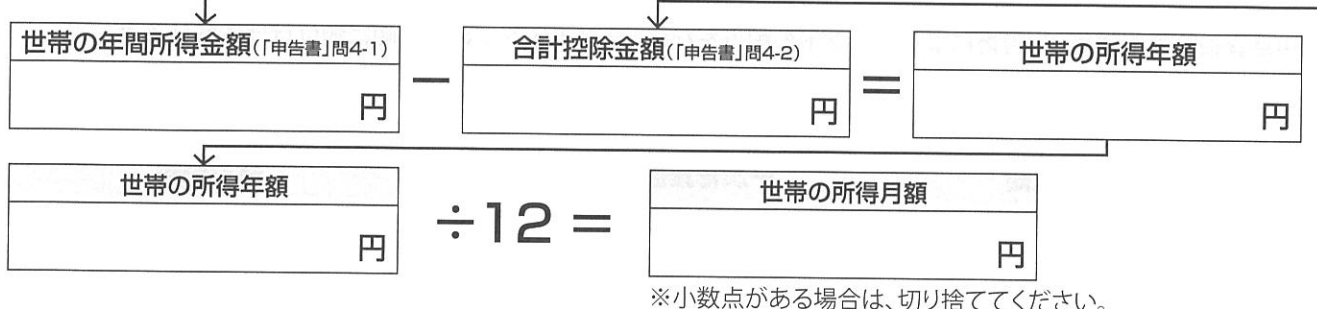
17. 世帯の所得月額の算出

〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。

申込者本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

所得の調べ方

- 給与収入の方：現在の勤務先に令和3年1月1日以前から就職→22ページ参照
(パートアルバイト含む) 現在の勤務先に令和3年1月2日以後に就職→23ページ参照
- 事業収入の方：24ページ参照
- 年金収入の方：25ページ参照



18. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記ようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃 (定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください)
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。(裁量階層世帯は除く)

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。

ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】(※所得月額158,000円までは上記と同じ)

計算で求めた世帯の所得月額	家賃 (定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください)
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は12ページをご覧ください。

19. 入居者の選考

申込受付の締切後、一次審査として、申込資格等を確認し、合計ポイントの高い順に順位付けを行います。合計ポイントが同点の場合には、抽選により順位を付け、一次審査通過者を決定いたします。一次審査通過者については、二次審査を行い入居者を決定します。

申込受付の締切

令和4年9月16日(金) 郵便局消印有効
郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。申込期間の最終日は特にご注意ください。

一次審査

申込資格等の確認後、申告書によりポイントの配点を行い、合計ポイントの高い順に順位付けを行います。

合計ポイントが同点で当選者及び補欠者の順位を確定する場合

合計ポイントが高い順位の場合

合計ポイントが低い順位の場合

抽選番号の通知

一次審査通過の通知

落選通知

令和4年10月12日(水)頃通知を発送します。

抽選会

二次審査へ

落選の方には、一次審査通過ポイントが何点だったか通知します。

抽選は、申込者全員が対象になるわけではなく、配点されたポイントが当落線上で同点の場合にのみ行います。

抽選に際しては、抽選対象者を同点の者と限定しておりますので、優遇措置は行いません。

(抽選玉は1世帯1球となります)

抽選会では、二次審査の対象となる方及び補欠者を決定します。二次審査の対象者となった方は、二次審査で適格とされてはじめて「入居予定者」となります。

抽選によって、入居が確定するわけではありませんので、ご注意ください。

抽選会日時：令和4年10月31日(月)

午前10時～正午終了予定(午前9時30分開場)

抽選会場は「エル・パーク仙台 5階セミナーホール」です。

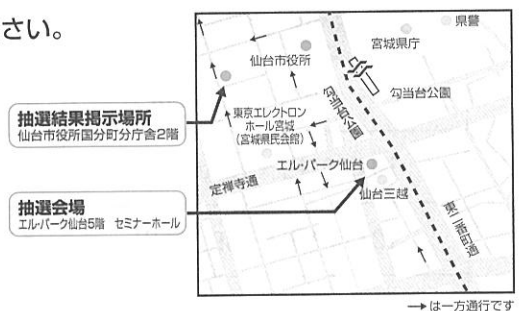
仙台市青葉区一番町4-11-1

※駐車場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

※抽選会への出席・欠席は抽選結果には関係しません。

※抽選は、住宅・構造・タイプ毎に抽選器を使って行い、抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が行います。

※新型コロナウイルス感染状況により、非公開となる場合もあります。



抽選結果の通知

抽選結果は対象者全員に通知いたします。(令和4年11月15日(火)頃発送)

電話でのお問い合わせは固くお断りします。

※抽選結果は、抽選会終了後から令和4年11月15日(火)頃まで仙台市役所国分町分庁舎2階に掲示いたします。また、抽選会の翌日から(公財)仙台市建設公社のホームページ(<http://www.sendai-kensetsu.or.jp/>)上にも掲載いたします。

※駐車場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

①抽選の結果、当選された方の通知書には二次審査の案内と二次審査に必要な書類を示してありますので、早めに準備してください。

②補欠の方は補欠の順位を通知いたします。一次審査通過者に辞退か失格があれば二次審査の対象となります。

※補欠者としての有効期限は、次回の定期募集開始前までとなります。

二次審査

一次審査通過された方には申込書・申告書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書・住宅状況証明書等を提出していただきます。申告された内容が事実と異なる場合、虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出できない場合には、原則として失格となります。

※シルバーハウジングの場合、この他に入居生活が適切に行えるか検討するための実態調査があります。

20. 二次審査(一次審査通過者のみ)

資格確認について

一次審査を通過された方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の表をご覧のうえ、該当する書類を二次審査の時にご持参ください。

※給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

※令和4年度の市町村民税が非課税の方は、非課税証明書を提出してください。

●給与収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(4)	(8)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	給与等支払 証明書	退職証明書
令和3年1月1日以前から 引き続き勤務している方	○	○	○	×	×
令和3年1月2日以後から 現在の会社に勤務している方	○	○	○	○	○

●事業収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(5)	(8)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	収支明細書	退職証明書
事業所得者の方 (令和3年1月1日以前から事業を開始した方)	○	○	○	×	×
事業所得者の方 (令和3年1月2日以後から事業を開始した方)	○	○	○	○	○
日雇いの方	○	○	○	○	○

●年金収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(6)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	年金証書及び 支払通知書の写し
令和3年1月1日以前から 国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・ 各種共済年金を受けている方	○	○	○	×
令和3年1月2日以後から 国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・ 各種共済年金を受けている方	○	○	○	○

●無職・無収入の方

証明書類の説明	(1)	(2)	(7)	(8)	(9)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度 非課税証明書 (入居予定者全員分)	退職証明書	生活保護 証明書
遺族年金・障害年金・障害手当金・母子 年金等を受けている方	○	○	○	○ (令和3年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○ (単身で生活保護を受けて いる方のみ必要)
失業中の方	○	○	○	○ (令和3年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○ (単身で生活保護を受けて いる方のみ必要)
生活保護を受けている方(単身者のみ)	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和3年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○
申込者・同居者・婚姻の予約者が無職・ 無収入の方	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和3年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○ (単身で生活保護を受けて いる方のみ必要)

●状況により必要とする書類

申込者等の状況	必要な書類
婚姻を予約し入居申込みをする場合	「婚姻予約証明書」(用紙はこちらから郵送します)
ひとり親世帯・単身世帯	戸籍の全部事項証明 親権のない未成年者と入居する場合は親権者の同意書(用紙はこちらから郵送します)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳・戦傷病者手帳の写しまたは市町村長からの障害者控除認定を確認できるもの
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
治療方法が確立していない 疾病その他の特殊な疾病の方	特定疾患医療受給者証の写しまたは 障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書(政令で定める疾病のみ)
原爆被爆者世帯	特別手当証書の写しまたは被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入所証明書
申込者が配偶者等からの 暴力被害者の場合	配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれか
申込者が留学生の場合	「本人の申立書」及び大学の学長又は学部長が証明する「副申書」(用紙はこちらから郵送します)
市外にお住まいの方	「勤務先証明書」(用紙はこちらから郵送します)
離婚調停中の方	裁判所が証明する事件係属証明書
住宅を失った世帯	住宅が滅失したことを証明する書類
居住のため賃貸借契約を締結 している場合	住宅状況証明書または賃貸借契約書(家賃の金額、専用面積、台所・便所・浴室の有無が分かるもの)
居住用以外の建物に住んでいる 場合	住宅状況証明書または登記簿謄本(居住用以外の建物<倉庫・事務所・工場等>に住んでいることがわかるもの)
犯罪被害者等の場合	二次審査の際、窓口にて聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます
立退き要求されている場合	立退要求書または公的証明書類(対象となる立退要求は、建物の老朽化等による取壊しで立退要求通知があり、かつ正当な事由によるものに限り、家賃滞納や迷惑行為など本人の責めによるものは除きます。)
ペット飼育可能な住宅に申込んだ場合	動物飼育届出書兼誓約書(用紙はこちらから郵送します)
事故住宅を申込んだ場合	誓約書(用紙はこちらから郵送します)

●証明書類の説明

- (1)住民票……………入居する方及び、入居はしないが、現在同居している方全員分が必要となります。
- (2)市税の滞納がないことの証明書等……………・16歳以上の入居する方全員について、それぞれ次の項目に該当する分が必要となります。
・16歳未満でも所得のある方は必要となります。
- ※市内にお住まいの方は
入居予定者全員……………「市税の滞納がないことの証明書」
- ※市外にお住まいの方は
入居者全員分……………仙台市が課税する「市税の納付状況を確認することの同意書」または「市税の滞納がないことの証明書」
- (3)令和4年度所得証明書……………各市町村で発行している「令和4年度所得証明書」
- (4)給与等支払証明書……………所定の「給与等支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (5)収支明細書……………所定の「収支明細書」に記入してください。
- (6)年金証書・支払通知書の写し……………①各種年金証書
②日本年金機構で発行する年金振込通知書(ハガキ)
③各種共済組合の送金案内書
- (7)令和4年度非課税証明書……………各市町村で発行している「令和4年度非課税証明書」(所得額の記載のあるもの)
- (8)退職証明書(①②のどちらか)……………①所定の「退職証明書」により退職した会社から発行されたものを提出してください。(退職年月日と会社の代表者印が必要です)
②雇用保険受給資格者証又は離職票の写し
- (9)生活保護証明書……………福祉事務所で発行する生活保護受給の証明書(受給対象者の氏名が全て明記されているものが必須です)

21. 入居手続き

二次審査を通過された方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

(1) 建物賃貸借契約書

(2) 敷金の領収書

入居説明会時にお渡しする敷金納入通知書で敷金(入居時の家賃の3ヵ月分)を入居手続きまでに金融機関で納入していただきます。

(3) 緊急連絡人届

☆緊急連絡人1名が必要になります。

※緊急連絡人は、入居者に異常があったときに入居者の引取りや、その後の事務処理等を代行します。
なお事務処理には滞納家賃の保証は含みません。

<資格>

- (1) 緊急時に確実に連絡ができる成人
- (2) 宮城県内に居住する方

緊急連絡人に変更があった場合は届出が必要です。

(4) 仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

口座振替または自動払込を利用できない方はご相談ください。

(5) その他、必要に応じて、いくつかの書類を提出していただく場合があります。

22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール

(1) 敷金

☆入居時の家賃3ヵ月分を納入していただきます。

なお、敷金は住宅の退去時にお返しします。ただし、家賃等に未納がある場合、相殺させていただきます。また、退去時に故意・過失によって住宅内に破損が生じた際の原状回復費用が発生した場合には、原則として入居者のご負担で修繕していただき、退去立会検査後に最終的に敷金の精算をいたします。

(2) 入居後にかかる経費

家賃

市営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。世帯の収入等の変動によっても家賃は変わります。

市営住宅の家賃には、民間アパートと違って維持修繕などの経費（鍵の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用）を含んでいないため、修繕費用を入居者の方にご負担していただきます。

※家賃や共益費、駐車場使用料の支払いは便利な口座振替で。

※入居可能日より家賃や共益費・駐車場使用料の料金が発生します。

共益費

住宅の設備に応じて、外灯・階段灯・エレベーター等の共用部分に要する電気代が共益費となります。なお、金額は年度ごとに変動します。

(3) 入居される住宅の修繕等の状況

☆募集する住宅は、新築を除き前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。

☆募集する住宅にはお風呂（浴槽・風呂釜）は設置されていますが、浴槽・風呂釜・ふたを含め住宅内に入居者ご自身で清掃していただき、大切にご使用ください。

☆市営住宅を退去する際には、破損があるときはその破損を原状に復する義務（原状回復義務）があります。入居者の方の故意・過失により破損した場合には、原状回復費用を負担していただきます。

☆BS・CSアンテナが設置できない住宅もあります。

☆ほとんどの市営住宅には網戸がついていません。

☆水道・ガス・電気・電話等の利用にあたっては各自での契約が必要となります。ただし、荒井東市営住宅及び田子西市営住宅については、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者と契約する必要があります（電力会社を自由に選ぶことができません）。

(4) 収入報告の提出

☆市営住宅に入居した方は、毎年、世帯の収入に関する報告書（収入報告書）の提出が義務づけられています。この報告書は、毎年6月に提出していただきます。翌年度の家賃算定の資料となりますので、期限までに必ず提出してください。また、報告書の提出がない場合は、通常家賃と比べて高額な家賃となります。

☆収入報告書に基づいて入居者世帯の収入を認定し、入居者へ収入額認定通知書を送付します。

収入超過者

市営住宅に3年以上居住し、世帯の所得月額が158,000円（裁量階層世帯の場合は214,000円）を超えた方は、市営住宅を明渡すように努めていただくとともに、一定の割合の金額が家賃に加算されます。

高額所得者

市営住宅に5年以上居住し、収入超過者のなかでも特に高額な所得の方は、市営住宅を明渡していただきます。

(5) 家賃または市税の滞納

☆仙台市ではきちんと家賃を納入している方と家賃を滞納している方の不公平を是正するため、家賃を滞納している方に対して住宅明渡訴訟等の法的措置を強化しております。

☆原則として家賃等または市税を滞納している場合は、新たな親族の同居や名義の承継および駐車場使用が認められません。

家賃を3ヵ月以上滞納した場合には、市営住宅を明渡しいただきます。

(6) 家賃の減免

☆申請により、家賃を減免する制度があります。(共益費、駐車場使用料、敷金は減免になりません。) 何らかの事情により、家賃を納めることが困難である場合にはご相談ください。

(7) 駐車場

☆次の表の団地に有料駐車場を設置しています。ただし、空き待ちの場合もありますのでご了承ください。その他の団地には駐車場はありませんので、車をお持ちの方は周辺の民間駐車場を契約してください。次の表の有料駐車場設置団地で契約している方のみ保管場所使用承諾証明書を発行します。ただし、使用料の滞納状況により発行できない場合があります。

☆契約できる車両の大きさは長さ5.0m幅2.0m以内になります。

☆有料駐車場は原則として1世帯1区画しか使用できません。2台以上の車をお持ちの方は、周辺の民間駐車場を個別に契約の上、ご利用ください。

駐車場使用料を3ヵ月以上滞納した場合には、駐車場の契約を解除し駐車場を明渡しいただきます。

有料駐車場設置団地

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料(月額/円)
青葉区	北六番丁	50	23	8,000
	小松島	120	34	3,300
	川平	360	360	4,000
	上原	229	212	2,700
	霊屋下	33	20	8,000
	梅田町	66	35	8,000
			屋根付6	9,000
	小田原	58	33	7,000
	通町	142	28	9,800
			屋根付15	10,800
	落合	112	115	3,700
	霊屋下第二	88	61	7,700
	角五郎	47	39	8,000
宮城野区	高砂	1,092	1,076	3,800
			屋根付15	4,900
	鶴ヶ谷第一	700	561	4,700
	鶴ヶ谷第二	1,630	1,237	4,700
	幸町	357	251	5,400
	幸町第二	100	73	5,400
	小鶴	230	227	4,000
	福田町第一	170	170	3,700
	福田町第二	180	180	3,700
	仙台駅東	60	19	8,400
	田子西	176	146	3,700
	幸町第三	38	25	5,400
	燕沢東	63	54	5,000
	新田東	35	22	5,800
	燕沢	55	56	5,000
	田子西第二	168	152	3,700
	宮城野	88	32	8,000
	岡田	10	10	4,500
	鶴ヶ谷第三	17	18	4,700

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料(月額/円)	
若林区	新寺小路	46	36	7,000	
	若林	120	84	5,700	
	荒井	50	17	4,000	
			屋根付20	5,000	
	荒井東	298	316	4,000	
	若林西	152	123	6,400	
	六丁の目西町	115	59	4,300	
	中倉	58	27	7,000	
			屋根付9	8,000	
	大和町	103	32	7,000	
	荒井第二	34	25	4,300	
	六丁の目中町	43	33	4,300	
	荒井西	14	14	4,000	
	荒井南	75	75	4,000	
	荒井南第二	55	50	4,000	
	卸町	98	32	8,000	
	六郷	50	50	3,600	
	太白区	中田	30	30	3,300
		袋原	274	275	2,800
四郎丸		405	407	2,800	
四郎丸東		388	388	2,800	
太白		662	475	3,200	
郡山		335	334	4,000	
西中田		446	385	4,000	
茂庭第一		613	616	3,100	
鹿野		70	57	5,900	
芦の口		39	30	4,400	
あすと長町		163	50	8,600	
あすと長町第二		96	29	8,600	
あすと長町第三		68	35	6,800	
茂庭第二		100	101	3,100	
泉区		向原	48	48	4,000
		天神沢	72	64	3,100
		泉中央南	193	129	4,600

(8) 住宅内で守るべきルール

☆団地での円満な共同生活を乱す迷惑行為をしない。

☆ペットと一緒に入居可能な住宅を除き、犬・猫・ニワトリ・鳥・ウサギ・金魚などのペットの飼育をしない。(敷地内での餌付け行為を含む)

[なお、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)は除きます]

☆明るく住み良い団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力しなければならないことがたくさんあります。お互いが他人の立場を考えた節度ある生活が必要となります。

☆市営住宅の全部または一部を住宅以外に使用しない。(身体障害者が許可を得て営むはり・きゅう・あん摩等営業は除く)

著しく逸脱した行為がある場合には、市営住宅を明渡していただきます

(9) 暴力団員に関する注意点

☆暴力団員が入居していることが判明した場合には、理由のいかんを問わず市営住宅を明渡していただきます。

23.市営住宅の種類

市営住宅には以下の種類があり、申込みの際には該当する1住宅のみ申込みできます。多家族向住宅・大規模住宅以外の住宅には、部屋の大きさにより単身入居可能な住宅があります。(重複申込みはできません)

●一般向住宅

申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。ただし、「単身で申込みされる方」(7ページ)は、別紙「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

●多家族向住宅(目的別住宅)

4人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●大規模住宅(目的別住宅)

「60歳以上の方」「身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方」または「戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方」のいずれかに該当する方を含み、6人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

住宅内の段差解消や手すり、外部への非常通報ブザーが設置された住宅です。
申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。

- (1)60歳以上の方
- (2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)
- (3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

【主な設備】

- ①手すりの設置(共同階段、玄関等)
- ②室内の段差解消
- ③非常通報ブザー

●車椅子住宅(目的別住宅)

住宅内外の段差解消や手すり、車椅子用流し台等の設備を備えた住宅です。
申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車椅子を常用使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。

- (1)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)
- (2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

【主な設備】

- ①バルコニーにスロープの設置
- ②室内外の段差解消
- ③手すりの設置(玄関、浴室等)
- ④給湯設備の設置

●シルバーハウジング(目的別住宅)

高齢者の方が自立して生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設置と住宅生活を支援する生活援助員(ライフサポートアドバイザー:略称LSA)を配置した住宅です。

65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方が申込みできる住宅です。

同居者は60歳以上の方1人に限られます。

要件に該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

※生活援助員は身体介助や家事援助を行うものではありません。そのような援助が必要な方は、別途介護保険等のサービスを利用していただくこととなります。

(注)障害の程度について、確認させていただく場合がございます

市営住宅の種類については以上のようなものがありますが、すべてのタイプを募集しているわけではございません。

今回募集している住宅の住戸及び詳しい種類別入居要件については、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」をご覧ください。

交通手段や立地環境等38ページ以降の市営住宅位置図をご確認の上お申込みください。

MEMO

Lined area for writing a memo.

24. 市営住宅位置図(青葉区)





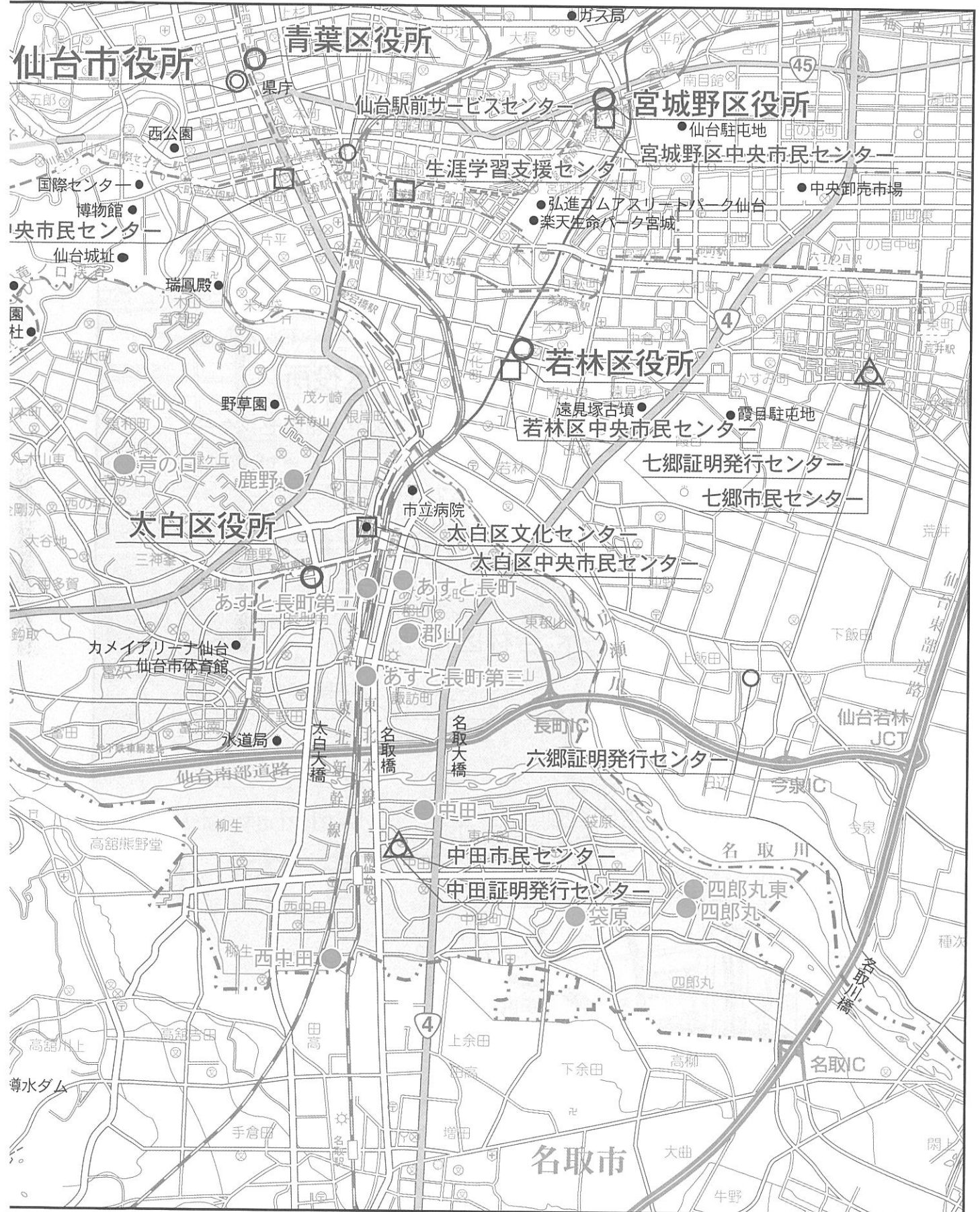
25. 市営住宅位置図(宮城野区)





26. 市営住宅位置図(太白区)





27. 市営住宅位置図(若林区)



28. 市営住宅位置図(泉区)



声の鹿	太白区芦の口	市バス 宮交	八木山動物公園駅③ 長町駅東口⑤または長町南駅・太白区役所前① 長町南駅・太白区役所前② 長町駅東口④・長町駅西口① 八木山動物公園駅⑥・仙台駅前⑫ 仙台駅⑦⑧ 地下鉄南北線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町駅・たいははっくる前② 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 市バス 地下鉄 J 市バス 地下鉄 J 市バス 地下鉄 R 地下鉄 J 市バス 地下鉄 R 地下鉄 J 宮交	緑ヶ丘三丁目 豊和町・八木山動物公園駅 仙台駅東口、市立病院(西の平経由) ⑦のりば全ての行先、⑧のりばは尚綱学院大行き 雷沢 長町郡山 雷沢 岩沼・白石・福島・原ノ町、山下、仙台空港(快速を除く) 全ての行先 雷沢 岩沼・白石・福島、原ノ町、山下、仙台空港(快速を除く) 全ての行先 雷沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 長町郡山(太子堂駅経由) 茂庭台(生出市民センター行) 茂庭台	青葉団地前 西の平二丁目 鹿野公園前 地下鉄長町南駅 あすと長町二丁目 地下鉄長町駅 長町駅 南警察署前 地下鉄長町駅 長町駅 調訪町 地下鉄長町駅 太子堂駅 太子堂駅前 茂庭台一丁目 茂庭台一丁目	徒歩7分 徒歩13分 徒歩2分 徒歩18分 徒歩2分 徒歩8分 徒歩6分 徒歩2分 徒歩8分 徒歩6分 徒歩2分 徒歩22分 徒歩9分 徒歩3分 徒歩3分
泉区	向原 天神沢 泉中央南	市バス 宮交 地下鉄 宮交 地下鉄	八乙女駅 八乙女駅 仙台駅行き 泉中央 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)、岩切駅行き、泉中央④のりば松森団地 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 長命ヶ丘二丁目 泉中央	向原 地下鉄八乙女駅 住宅前 住宅前 住宅前 上谷刈三丁目 地下鉄泉中央駅	徒歩10分 徒歩15分 徒歩5分 徒歩5分 徒歩5分 徒歩1分 徒歩14分	

●市バスの路線系統番号についてお知りになりたい方は交通局ホームページアドレス <http://www.koisu.city.sendai.jp/>へ ●宮城交通の時刻を検索したい方はこちら <http://www.miyekou.co.jp/>へ

携帯電話、インターネットからの「バスの接近情報」、「のりば」、「行き先」について
どこバス仙台(仙台市交通局) <https://www.dokobasu.kotsu.city.sendai.jp>



●市立小・中学校の学区を検索したい方はこちら <http://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/kyoiku/manabu/inkai/kanren/kensaku/index.html>

出典：この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成した。

最終チェックリスト (投函する前にもう一度ご確認ください)

1 チェック 提出する「①仙台市営住宅入居申込書 ②住宅困窮度申告書 ③一次審査結果通知書(ハガキ)」の赤枠内の該当する欄を漏れなく記入した。

2 チェック 上記③のハガキ1枚に63円切手を貼った。

3 チェック 「募集住宅一覧表」の中からひとつ選んだ住宅名(同一のもの)を申込住宅名の欄(2箇所)に記入した。

4 チェック 市営住宅入居申込書の申込者欄に記名した。

5 チェック 申込資格を確認した。(6・7ページ)

6 チェック 入居時に必要な手続き(31ページ)敷金の納入・緊急連絡人をつけてもらうこと等や家賃・共益費等と市営住宅のルール(32ページ)を確認した。

7 チェック 入居申込書・住宅困窮度申告書を郵送する封筒に140円切手を貼った。

※〔該当者〕は以下もチェックしてください。

8 チェック 〔単身入居可能住宅〕に申込みするので、申込資格(7ページ)を確認した。

9 チェック 〔多数回落選ポイント〕の適用を受けるため、対象期間内に申込み落選した住宅を〔多数回落選該当欄〕に記入した。

10 チェック 〔ペットと一緒に入居可能な住宅〕に申込みするので、申込資格(10・11ページ)を確認した。

この「入居募集のごあんない」は、(公財)仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、各証明発行センター、各区中央市民センター、各区社会福祉協議会事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅内各管理事務所(高砂、四郎丸、鶴ヶ谷、茂庭)で配布しています。
※新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、上記の一部で配布を中止する場合があります。

このパンフレット(冊子)はリサイクルできます。「雑誌」として分別しましょう。

仙台市営住宅定期募集住宅一覧表

(令和4年9月定期募集)

募集期間：令和4年9月6日(火)から16日(金)まで(郵便局消印有効)

- 家賃は令和4年度に適用される予定額です。入居決定時に確定しますが、表示額から増減することがあります。この他、共益費がかかります。
- 家賃と共益費は毎年変動します。詳しくは「入居募集のご案内」32ページをご覧ください。
- 階数や間取り等の選択はできません。
- 募集する住宅は、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。
- 今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。
- エレベーター有の住宅や1階の住宅であっても玄関までに段差のある住宅があります。
- 前回募集戸数・前回応募者数の「-」の表示は、新規で募集する場合や過去5年間に募集がなかったことを表しています。
- 申込みされた住宅の下見は、当選し二次審査に合格した方のみ可能となります。詳しくは入居説明会の中でお知らせいたします。
- 単身で申込みされる方(単身資格に該当する方)は、「**単身可**」と記載されている住宅に限り申込みできます。
- 荒井東市営住宅及び田子西市営住宅では、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者との間で電気の利用契約を結ぶ必要があります(電力会社を自由に選ぶことができません)。

※ 低層：2階建
 中層：3～5階建
 高層：6階建以上

◆一般向住宅 申込書の申込住宅欄には、「〇〇〇〇市営住宅・〇層・〇〇K」と必ず記入してください。
 ※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
青葉区	小松島	中層	2LDK 単身可	1戸	2階		6・6・LDK	昭和49年度	14,100	16,300	18,700	21,100	24,100	26,400	1	9
	小松島第二	高層	3DK	1戸	1階	有	6・6・洋4.5・DK	昭和52年度	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	1	12
	川平	中層	3DK	4戸	1階～3階		6・6・洋6・DK	昭和54年度	18,500 19,500	21,400 22,500	24,400 25,800	27,600 29,100	31,500 33,200	36,400 38,300	6	5
	上原	中層	3K	1戸	3階		6・6・4.5・K	昭和51年度	15,900	18,300	21,000	23,700	27,100	31,200	1	1
	上原	高層	1LDK	1戸	4階	有	6・LDK	平成21年度	22,200	25,700	29,400	33,100	37,800	43,700	1	2
	上原	高層	2LDK	1戸	4階	有	洋6.2・洋5.4・LDK	平成21年度	27,600	31,900	36,500	41,200	47,000	54,300	2	18
	梅田町	高層	2K 単身可	1戸	3階	有	6・洋4.5・K	平成25年度	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	1	75
	通町	高層	4K	1戸	3階	有	7・洋5.5・洋5・洋5・K	平成25年度	43,500	50,300	57,500	64,800	74,100	85,500	1	51
	霊屋下第二	中層	2K 単身可	1戸	2階	有	4・洋6.5・K	平成25年度	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	1	48
	霊屋下第二	中層	4K	1戸	2階	有	6・洋8・洋5.5・洋5・K	平成25年度	30,900	35,700	40,800	46,000	52,600	60,700	1	33
宮城野区	高砂(東)	中層	3DK	6戸	1階～4階		6・6・洋6・DK	昭和62年度 平成2年度	22,800 24,400	26,300 28,200	30,100 32,300	33,900 36,400	38,800 41,600	44,700 48,000	4	2
	高砂(西)	中層	2DK 単身可	1戸	2階	有	6・6・DK	平成4年度	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	2	28
	高砂(西)	中層	3DK	5戸	2階～4階	有	6・6・洋6・DK 6・洋6・洋5・DK	平成2年度 平成4年度 平成5年度 平成8年度	24,000 27,000	27,700 31,200	31,700 35,700	35,800 40,300	40,900 46,000	47,200 53,100	1	4
	高砂(西)	中層	1LDK 単身可	1戸	1階		6・LDK	平成2年度	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900	-	-
	高砂(西)	中層	2LDK	1戸	2階	有	6・洋6・LDK	平成2年度	25,300	29,200	33,400	37,600	43,000	49,600	1	1
	高砂(西)	高層	2DK 単身可	1戸	6階	有	6・洋6・DK	平成6年度	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,600	1	55
	高砂(西)	高層	3DK	5戸	2階・4階 7階～9階	有	6・洋6・洋5・DK	平成6年度	26,500 26,600	30,500 30,700	34,900 35,100	39,400 39,600	45,000 45,300	52,000 52,300	2	4
	鶴ヶ谷第一	高層	2K 単身可	5戸	3階・6階・9階	有	6・洋4.5・K	平成24年度	16,800 17,100	19,400 19,800	22,200 22,600	25,100 25,500	28,600 29,100	33,000 33,600	4	68
	鶴ヶ谷第一	高層	1DK 単身可	1戸	4階	有	6・DK	平成21年度	15,700	18,100	20,700	23,400	26,700	30,800	1	35
	鶴ヶ谷第一	高層	3K	1戸	3階	有	4.5・洋4・洋5・K	平成28年度	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	1	15
小鶴	中層	3K 単身可	4戸	2階・5階		6・6・3・K	昭和50年度	14,900	17,100 17,200	19,600 19,700	22,100 22,200	25,300 25,400	29,200 29,300	1	5	

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数		
									①	②	③	④	⑤	⑥				
宮城野区	小鶴	中層	3DK	2戸	4階・5階		6・6・4.5・DK 6・6・6・DK	昭和53年度	17,600 18,700	20,400 21,600	23,300 24,800	26,300 27,900	30,000 31,900	34,700 36,800	3	0		
	幸町	中層	3DK	2戸			5階		6・4.5・洋6・DK	昭和53年度	17,800	20,500	23,500	26,500	30,200	34,900	2	13
	福田町第一	中層	3DK	4戸	2階・4階・5階		6・6・洋7・DK	昭和55年度	19,900 21,000	23,000 24,200	26,300 27,700	29,600 31,300	33,900 35,800	39,100 41,300	2	5		
	福田町第一	中層	2LDK 単身可	1戸				5階		6・6・LDK	昭和55年度	19,400	22,400	25,600	28,900	33,100	38,200	1
	福田町第二	中層	3DK	5戸	2階・4階・5階		6・6・洋6・DK 6・6・洋7・DK	昭和56年度 昭和60年度	20,800 21,900	24,000 25,300	27,500 29,000	31,000 32,700	35,400 37,400	40,800 43,100	3	0		
	幸町第二	中層	3LDK	2戸			4階		6・6・洋5・LDK	昭和56年度	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	1	16
	幸町第三	中層	2K 単身可	1戸	3階	有	6・洋4.5・K	平成26年度	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	1	69		
	燕沢東	高層	4K	2戸	4階・6階	有	6・洋6.5・洋6・洋5・K	平成25年度	27,700	32,000	36,600	41,300	47,200	54,400 54,500	1	8		
	燕沢	低層	1DK 単身可	1戸				1階		7.5・DK	平成26年度	16,400	18,900	21,700	24,400	27,900	32,200	1
	田子西第二	高層	2K 単身可	1戸	2階	有	6・洋5・K	平成26年度	16,200	18,700	21,400	24,100	27,600	31,800	1	41		
	岡田	低層	4K	1戸	2階		6・洋6・洋5.5・洋5.5・K	平成27年度	27,500	31,700	36,300	40,900	46,700	53,900	—	—		
	若林区	若林	中層	3DK	1戸	5階		6・6・洋5.5・DK	昭和55年度	21,000	24,200	27,700	31,300	35,700	41,200	1	4	
荒井		中層	1LDK	1戸	2階	有	洋7・LDK	平成14年度	20,500	23,600	27,000	30,500	34,800	40,200	1	3		
荒井東		高層	2K 単身可	1戸	4階	有	4.5・洋5・K	平成24年度	17,700	20,400	23,300	26,300	30,100	34,700	1	15		
六丁の目西町		高層	4K	1戸	6階	有	6・洋5.5・洋5.5・洋5.5・K	平成25年度	30,300	35,000	40,000	45,100	51,600	59,500	1	16		
荒井南		中層	3K	1戸	2階	有	6・洋5.5・洋5・K	平成26年度	23,100	26,700	30,500	34,500	39,400	45,400	1	32		
荒井南		中層	4K	1戸	2階	有	6・洋6・洋4・洋4.5・K	平成26年度	29,100	33,600	38,500	43,400	49,600	57,200	1	24		
卸町		高層	4K	1戸	6階	有	6・洋6・洋5・洋4.5・K	平成26年度	29,700	34,300	39,200	44,200	50,500	58,300	1	48		
袋原		高層	1DK 単身可	2戸	4階・6階	有	6・DK 洋6・DK	平成15年度	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300 25,400	29,200 29,300	1	5		
四郎丸	中層	3DK	1戸	3階					6・6・洋6・DK	平成5年度	24,300	28,100	32,100	36,200	41,400	47,800	2	1
四郎丸	高層	2DK 単身可	1戸	7階	有	6・洋6・DK	平成7年度	20,400	23,500	26,900	30,300	34,600	40,000	3	12			
四郎丸	高層	3DK	1戸	2階	有	6・洋6・洋6・DK	平成8年度	26,500	30,600	35,000	39,500	45,100	52,000	1	3			
四郎丸東	高層	2K 単身可	2戸	2階・4階	有	4.5・洋4.5・K	平成14年度	17,200	19,900	22,700 22,800	25,600 25,700	29,300	33,800 33,900	1	1			
四郎丸東	高層	2DK 単身可	1戸				3階	有	6・洋6・DK	平成12年度	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	2	11
四郎丸東	高層	3DK	1戸	6階	有	6・洋6・洋6・DK	平成12年度	26,800	31,000	35,400	40,000	45,700	52,700	2	7			
太白区	太白	中層	2K 単身可	15戸	2階～5階		6・9・K 6・10.5・K	昭和49年度 昭和50年度	13,700 15,300	15,800 17,700	18,100 20,200	20,400 22,800	23,300 26,100	26,900 30,100	11	9		
	郡山	中層	3DK	2戸			2階		6・6・洋5・DK 6・6・洋4.5・DK	昭和51年度	16,600 17,600	19,200 20,300	21,900 23,200	24,700 26,200	28,300 30,000	32,600 34,600	1	8
	西中田	中層	3DK	13戸	4階・5階		6・4.5・洋6・DK 6・6・洋4.5・DK	昭和51年度 昭和52年度	16,600 18,700	19,100 21,600	21,900 24,700	24,700 27,900	28,200 31,900	32,500 36,700	7	2		
	茂庭第一	中層	3DK	15戸			3階～5階		6・6・洋4.5・DK 6・6・洋5・DK 6・6・洋6・DK 6・4.5・洋6・DK	昭和57年度 昭和60年度 昭和63年度	20,000 22,200	23,100 25,700	26,400 29,300	29,800 33,100	34,000 37,800	39,300 43,700	13	1
	あすと長町第二	高層	2K 単身可	1戸	9階	有			6・洋3.5・K	平成25年度	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	3	81
	天神沢	中層	4K	1戸	2階				6・6・4.5・4.5・K	昭和55年度	19,000	21,900	25,100	28,300	32,300	37,300	1	1
泉区	泉中央南	高層	4K	1戸	7階	有	6・洋6・洋5.5・洋4・K	平成25年度	29,600	34,100	39,000	44,000	50,300	58,100	1	26		

◆多家族向住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇多家族市営住宅・〇層・4DK」と必ず記入してください。
 ※4人以上の世帯が申込みできます。詳しくは4ページ目に記載している「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	高砂(東)	中層	4DK	2戸	4階		6・6・6・4.5・DK	昭和63年度	27,500	31,700	36,300	40,900	46,800	54,000	2	0
	多家族	28,700	33,200	37,900					42,800	48,900	56,400					
	高砂(西)	中層	4DK	1戸	4階	有	6・6・6・洋4.5・DK	平成2年度	27,900	32,200	36,900	41,600	47,500	54,800	1	3
宮城野区	宮城野	高層	4DK	1戸	2階	有	6・洋6・洋5・洋5・DK	平成26年度	36,200	41,800	47,800	53,900	61,600	71,100	—	—
	多家族	—	—	—					—	—	—					
若林区	荒井東	高層	4DK	1戸	10階	有	6・洋5.5・洋5・洋4.5・DK	平成24年度	35,900	41,400	47,400	53,400	61,100	70,500	2	4
太白区	四郎丸	中層	4DK	2戸	3階・4階		7.5・6・洋7・洋7・DK	平成5年度	30,000	34,700	39,600	44,700	51,100	59,000	3	0
	多家族	30,100	34,800	39,700					44,800	51,200	59,100					

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇高齢市営住宅・〇層・〇〇K」と必ず記入してください。
 ※60歳以上の方又は身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。
 ※高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅は、建物により玄関までに数段の階段や段差があります。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
青葉区	川平	中層	2LDK	1戸	1階		6・6・LDK	昭和54年度	20,100	23,200	26,500	29,900	34,200	39,400	1	2
宮城野区	高砂(西)	中層	2DK 単身可	2戸	1階	有	6・6・DK	平成5年度	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500	1	20
太白区	太白	中層	1LDK	2戸	1階		6・LDK	昭和49年度	15,900	18,400	21,100	23,700	27,100	31,300	2	2
	高齢	単身可	昭和50年度	16,600				19,200	21,900	24,700	28,300	32,600				
泉区	向原	中層	2DK 単身可	1戸	1階		6・6・DK	平成5年度	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	1	17

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯・多家族向住宅

申込書の申込住宅欄には、「向原高齢・多家族市営住宅・中層・4DK」と必ず記入してください。
 ※60歳以上の方又は身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。
 ※高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅は、建物により玄関までに数段の階段や段差があります。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。
 ※4人以上の世帯が申込みできます。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
泉区	向原	中層	4DK	1戸	1階		7.5・6・洋6・洋6・DK	平成5年度	30,400	35,000	40,100	45,200	51,700	59,600	1	3

◆車いす住宅

申込書の申込住宅欄には、「荒井東車いす市営住宅・高層・2DK」と必ず記入してください。
 ※身体機能上、車椅子を常用使用し、身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。
 (注意)車椅子住宅は、車椅子を常用使用していない場合や、下肢障害あるいは体幹機能障害(いずれも1級～4級)がなければ失格となります。
 詳しくは4ページ目に記載している「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
若林区	荒井東	高層	2DK 単身可	1戸	1階	有	洋5.5・洋4.5・DK	平成25年度	24,000	27,700	31,700	35,800	40,900	47,200	—	—

◆一般向住宅<ペットと一緒に入居可能な住宅>

申込書の申込住宅欄には、「荒井東・ペット可市営住宅・高層・3K」と必ず記入してください。
 ※現在、ペットを飼育している世帯のみ申込みできます。(申込締切日後に飼育開始されている方は対象ではありません。)

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
若林区	荒井東	高層	3K	1戸	8階	有	6・洋5.5・洋5.5・K	平成24年度	24,100	27,900	31,900	36,000	41,100	47,400	—	—

◆シルバーハウジング

申込書の申込住宅欄には、「〇〇シルバー市営住宅・〇層・〇〇K」と必ず記入してください。
 ※申込者が65歳以上の方又は60歳以上の障害者等の方が申込みできます。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
太白区	袋原	高層	2K 単身可	1戸	2階	有	6・洋6・K	平成13年度	18,200	21,000	24,000	27,100	30,900	35,700	2	5
	茂庭第一	中層	2LDK 単身可	1戸	1階		6・6・LDK	和昭63年度	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,300	1	10

■市営住宅の種類について

◆一般向住宅

- 申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。ただし、単身で申込みされる方は、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

◆多家族向住宅(目的別住宅)

- 申込資格に該当し、4人以上で入居しようとする方が申込みできます。
- 3人以下になった時は明渡していただくこととなります。

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅とは、室内の段差解消や玄関等に手すりを設置している住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。
 - (1)60歳以上の方
 - (2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方
 - (3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
- 上記要件に該当する人がいなくなった時は明渡していただくこととなります。

〔主な設備〕

- ①手すりの設置(共同階段、玄関等)
- ②室内の段差解消
- ③非常通報ブザー

◆車椅子住宅(目的別住宅)

車椅子住宅とは、車椅子を使用する障害者の方の自立を図るため、車椅子に合わせた手すり、流し台等の設備を備えた住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車椅子を常用使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。
 - (1)身体障害者福祉法の規程により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方
 - (2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
- 上記要件に該当する人がいなくなった時は明渡していただくこととなります。

〔主な設備〕

- ①バルコニーにスロープの設置
- ②室内外の段差解消
- ③手すりの設置(玄関、浴室等)
- ④給湯設備の設置

◆シルバーハウジング(目的別住宅)

シルバーハウジングとは、高齢者世帯が地域社会の中で自立し、安全で快適に生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設備と、在宅生活を支援する生活援助員を配置した市営住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、独立して生活するには不安があると認められるが自分で日常動作が可能な程度の健康状態である方で、次の要件に該当する方に限られます。
※寝たきり等で常時介護を要する方は申込みできません。

単身で申込みされる方

申込者が65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方(下記要件に該当する方)

2人世帯で申込みされる方

申込者が65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方(下記要件に該当する方)で、かつ、同居者は60歳以上の方1人である2人世帯

〔障害者等の方の要件〕

- (1)障害者基本法に規定する障害者で手帳の交付を受けている方(身体障害1～4級、精神障害1～3級、知的障害の重度・中度・軽度)
- (2)戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- (3)被爆者健康手帳の交付を受けている方

〔入居者の選考〕

公開抽選により決定した当選者および補欠者で繰上げ当選した方を地域包括支援センターの職員が、健康状態について、面接調査等を行い、入居資格の適否を判断します。

〔主な設備〕

- ①室内の段差解消
- ②手すり(玄関、浴室、便所等)
- ③給湯設備(台所、洗面所、浴室)
- ④半埋め込み式浴槽(浴室の床から高さが40cm程度)
- ⑤NTT回線を利用した緊急通報システム

〔生活援助員(LSA)によるサービス内容〕

- 生活指導・相談
- 安否の確認
- 緊急時の対応
- 一時的な家事援助
- 入居者相互の交流のお手伝い

〔費用負担〕

家賃と共益費の外に、次の費用がかかります。

- ・生活援助員の配置にかかる費用
市県民税の年額に応じ、1ヶ月最高4,900円がかかります。
- ・緊急通報システムの通話料
緊急通報システムは、NTT回線を利用して生活援助員に接続されますので、緊急ボタン等を押した場合には通話料がかかります。
なお、現在電話に加入されていない方は、入居者の負担で加入していただきます。

〔提出書類〕

入居が決まりましたら、以下の書類を提出していただきます。

- ・健康状態報告書
生活援助員が日常的に入居者の健康を把握したり、緊急通報時における適切な対応をするために必要となります。
- ・玄関の鍵を預かることの同意書
シルバーハウジングは、緊急通報時でも玄関ドアの鍵が閉まった状態であるため、入居時にお渡しする鍵のうち一つを生活援助員に預らせていただく必要があります。緊急通報を受信したとき、生活援助員等がことわりなく住居内に立ち入ることをご了解いただきます。
- ・市県民税額確認のための書類(市県民税課税証明書等もしくは課税状況閲覧に関する同意書)
生活援助員の配置にかかる費用額を決定するにあたり、市県民税額を確認する必要があります。

入居される方が階数・間取り等を選択することはできません。ただし、高齢者世帯、身体障害者世帯の方は、できるかぎり募集住宅の中で階下へ考慮させていただきます。

この募集住宅一覧表はリサイクルできます。「雑がみ」として分別しましょう。

区分	一般 留学生 生活保護 外国人	子育て ひとり親 配偶者等からの 暴力被害者	多子 高齢者 引揚者 犯罪被害者等	特殊疾病 障害者 被爆者・ 戦傷病者	多落選 一般・裁量	受付番号
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。						抽選番号
仙台市営住宅入居申込書（令和4年9月定期募集） （あて先）仙台市長 令和 年 月 日 市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書（裏面を含みます）の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私の入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。私及び入居する親族は暴力団員ではありません。						抽選結果
						二次審査

申込住宅	申込住宅名	構造	タイプ	電話番号（申込者）
	市営住宅	層	K 自宅 携帯	() ()

ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類と頭数を記入してください。（これから飼育予定の方は、対象とはなりません）

飼育する ペット	犬・猫	頭	その他()	頭
※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。				

・住所（住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者の方は生活の実態のある所。）
 ・年間所得額を記載してください。

申込者	フリガナ	以前の勤務先名	年 月 退職	給与	親 老 特 寡 孤 親		
	氏名	☎ ()					
		現在の勤務先名	年 月 採用	事業			
	続柄（本人）	生年月日	明大昭平	年 月 日	歳	生活保護	年金
住所	〒□□□□-□□□□						療育手帳 判定
勤務先住所	〒□□□□-□□□□						精神障害 級
治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病							

申込者の他に 入居する親族 （婚姻の予約者等）	フリガナ	以前の勤務先名	年 月 退職	給与	親 老 特 寡 孤 親		
	氏名	☎ ()					
		現在の勤務先名	年 月 採用	事業			
	続柄 ()	生年月日	明大昭平	令 年 月 日	歳	生活保護	年金
住所	〒□□□□-□□□□						療育手帳 判定
治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病							

申込者の他に 入居する親族 （婚姻の予約者等）	フリガナ	以前の勤務先名	年 月 退職	給与	親 老 特 寡 孤 親		
	氏名	☎ ()					
		現在の勤務先名	年 月 採用	事業			
	続柄 ()	生年月日	明大昭平	令 年 月 日	歳	生活保護	年金
住所	〒□□□□-□□□□						療育手帳 判定
治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病							

申込者の他に 入居する親族 （婚姻の予約者等）	フリガナ	以前の勤務先名	年 月 退職	給与	親 老 特 寡 孤 親		
	氏名	☎ ()					
		現在の勤務先名	年 月 採用	事業			
	続柄 ()	生年月日	明大昭平	令 年 月 日	歳	生活保護	年金
住所	〒□□□□-□□□□						療育手帳 判定
治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病							

申込者の他に 入居する親族 （婚姻の予約者等）	フリガナ	以前の勤務先名	年 月 退職	給与	親 老 特 寡 孤 親		
	氏名	☎ ()					
		現在の勤務先名	年 月 採用	事業			
	続柄 ()	生年月日	明大昭平	令 年 月 日	歳	生活保護	年金
住所	〒□□□□-□□□□						療育手帳 判定
治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病							

入居しない
扶養親族 続柄() 氏名 生年月日 年 月 日 住所 〒

入居しない
扶養親族 続柄() 氏名 生年月日 年 月 日 住所 〒

希望郵送先	〒□□□□-□□□□
-------	------------

※赤枠の中のみ記入してください。裏面も記入してください。裏面も記入してください。消せるペン等は使用しないでください。

住宅困窮度申告書(令和4年9月募集・ポイント方式)

「入居募集のご案内」16～19ページの記入例や21ページ～27ページの所得計算の解説を見ながら、申込締切日「現在」の状況により、以下の質問に教えてください。

問1 現在、住宅ではない建物(倉庫や事務所など)にお住まいですか。

「はい」→4点

「いいえ」→0点

問1	点
----	---

※住んでいる建物に住民票があることが条件です。また、車生活の方や路上生活の方、不法占有されている方等は加点されません。

問2 現在、お住まいの住宅に専用の台所・便所・浴室のいずれかが無いですか。または、共用ですか。

「無い」→4点

「共用」→2点

「有る」→0点

問2	点
----	---

※寮や寄宿舍等に住んでいる方は加点されません。また、建物賃貸借契約を交わしていない場合も加点されません。親等の親族と同居している場合や、設備の故障により使用できない場合も加点されません。

問3-1 建物賃貸借契約書等を確認し、現在、お住まいの住宅の専用面積を記入してください。

※間取り(例:6畳)や部屋タイプ(例:1K)の記入は加点されません。専用面積は台所・便所・浴室・押入れ等も含みますので必ず建物賃貸借契約書等を参照し記入してください。

住宅の専用面積	㎡
---------	---

問3-2 現在、お住まいの方(申込者を含む)の年齢区分ごとの人数を記入してください。

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下
人数	人	人	人	人

参考(加点計算方法) ※記入は不要です

問4-1へお進みください。

年齢区分	10歳以上	9歳～6歳	5歳～3歳	2歳以下	合計
係数	1.0	0.75	0.5	0.25	小数点切上げ
世帯人数					

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
最低居住面積水準	25㎡	30㎡	40㎡	50㎡	57㎡	66.5㎡

居住水準ポイント = (住宅の専用面積 ÷ 最低居住面積水準) × 100 = _____ %

居住水準ポイント	100%以上	80～100%未満	60～80%未満	40～60%未満	40%未満
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問3	点
----	---

問4-1 「入居募集のご案内」22～25・27ページを確認し、世帯全員の年間所得金額の合計を記入してください。

世帯の年間所得金額	円
-----------	---

問4-2 「入居募集のご案内」26・27ページを確認し、所得から控除する金額の合計を記入してください。

合計控除金額	円
--------	---

問5へお進みください。

参考(加点計算方法)※記入は不要です

$$\text{世帯の所得月額} = (\text{世帯の年間所得金額} - \text{合計控除金額}) \div 12 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

所得月額	158,001円～	139,001～ 158,000円	123,001～ 139,000円	104,001～ 123,000円	0～104,000円
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問4 点

問5 現在、申込者が負担しているお住まいの「家賃月額(管理費・共益費・駐車場代等除く)」はいくらですか。

※持家の方や賃貸借契約を締結せずに住宅に居住している方(例:親名義の家の一部屋を借りている)、生活保護の受給者等は、「0円」となります。

※市営住宅の申込者が賃借人でない場合は、原則として加点されません。

家賃月額 円

参考(加点計算方法)※記入は不要です

問6-1へお進みください。

$$\text{家賃負担率} = (\text{家賃月額} \div \text{世帯の所得月額}) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$$

家賃負担率	30%未満	30～35%未満	35～40%未満	40～45%未満	45%以上
点数	0点	1点	2点	3点	4点

問5 点

●問6は、「入居募集のご案内」18ページをご確認の上、記入してください。

問6-1 現在、「ひとり親世帯」「多子世帯」「子育て世帯」のいずれかに該当する世帯ですか。

「はい」→2点 「いいえ」→0点

問6-1 点

問6-2 現在、「高齢者世帯」に該当する世帯ですか。

「はい」→2点 「いいえ」→0点

問6-2 点

問6-3 現在、「心身障害者世帯等」に該当する世帯ですか。

「はい」→2点 「いいえ」→0点

問6-3 点

問6-4 現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「戦傷病者世帯」「原爆被爆者世帯」「引揚者世帯」「ハンセン病療養所入所者世帯」「犯罪被害者等世帯」のいずれかに該当する世帯ですか。

「はい」→2点 「いいえ」→0点

問6-4 点

問7 現在、申込者が正当な理由により立退きを求められていますか。

「はい」→4点 「いいえ」→0点

問7 点

※「正当な理由」とは、建物の老朽化による取壊しや公共事業等による立退き要求が挙げられます。後日、証明書類等を提出できることが条件です。家賃滞納や迷惑行為、賃貸借契約の終了等の本人に原因のある立退きは該当しません。

問8 過去、1年間の入居者募集で通算、3回以上落選していますか。

「はい」→1点 「いいえ」→0点

問8 点

※過去に、当選した方や補欠で当選した方で、辞退された方は該当しません。

(注意) 申告いただいた内容について、後日、証明書類等を提出いただき確認します。虚偽の申告をした場合、原則として失格となりますので注意してください。



63円切手
を貼って
ください。

住所
氏名
様

※赤枠の中のみ記入してください。

切り離さないでください

一次審査結果通知の受け取り先は、住民票の住所（現住所）と違うところでもかまいません。

ハガキに63円切手を
必ず貼ってください。

※申込書の提出（一次審査）の際には
証明書類の提出は必要ありません。

切り離さないでください

令和4年9月定期募集 一次審査結果通知書

申込住宅名	市営住宅	層	K
入居する人数	名		

※審査結果は裏面になります。

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

切り離さないでください

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』の適用を受ける方は、過去1年間の募集において、3回以上申込みを行い、抽選の結果いずれも落選または補欠で順番が回らなかった方が対象となります。当選した方や補欠で順番が回ってきた方で辞退された方は、該当しません。

〔多数回落選該当欄〕

対象期間	申し込んだ住宅名
令和3年 9 月募集	市営住宅
令和3年12月募集	市営住宅
令和4年 1 月募集 (ひとり親・子育て世帯)	市営住宅
令和4年 3 月募集	市営住宅
令和4年 5 月募集 (ひとり親・子育て・多子世帯)	市営住宅
令和4年 6 月募集	市営住宅

※赤枠の中のみ記入してください。

切り離さないでください

記入しなかった場合は該当しません。
上記の期間以外の期間は対象とはなりません。

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可)

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
2. 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
3. 遠距離通勤をしている。
4. 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
5. 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
6. 住宅が狭くなったため。
7. その他 []

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 持家 [所有者氏名] [申込者との続柄]
2. 賃貸 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
3. 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
4. その他()

※市営住宅の申込者が賃借人でない場合は、原則として加対象とならないのでご注意ください。

3 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。

あてはまる番号を○で囲んでください。

1. 有 2. 無

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。

住宅名: _____ 住宅 棟 号 _____ 入居期間: _____ 年から _____ 年まで

4 外国籍の方は次の質問にお答えください。

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: _____ 留学生(就学生を除きます)ですか 1. はい 2. いいえ

5 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。

いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる□には、チェック(✓)をつけてください)

1. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
2. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
3. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
4. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
5. 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
6. 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターに保護されたまたはされている被害者及び婦人保護施設もしくは母子生活支援施設の入所・退所者並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令の日から起算して5年未満の方。及び婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱う)
7. 犯罪被害者等基本法第2条2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方
8. 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。(□離婚調停中で事件係属証明書が出る・□住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない・□配偶者等からの暴力被害者に該当する証明書が出る)
9. 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
10. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。

疾病名: _____
疾病対象の方のお名前: _____

暴力団員に関する注意点

申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明渡請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。

仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明渡請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。